

# 日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項(一)

——戦後補償問題との関連において——

山手治之

一 はじめに

二 政府「外交保護権のみ放棄論」を転換 (以上本号)

一 はじめに

第二次世界大戦中に外国人が被った被害の賠償ないし補償を日本国ないし日本企業に対して求めるいわゆる戦後補償訴訟は、現在までに約六〇件前後提起され、今後もさらに増加すると思われる。<sup>(1)</sup>これらは一、二の例外を除いて、すべて一九九〇年代に入ってから提起され急増したものであるが、一体なぜ戦後四五―五〇年も経ってから外国人個人が日本の国内の裁判所にこのように多くの訴訟を提起することになったのであろうか。

私は、その理由として、次ぎの八点をあげることができると思う。

(1) 第一は、もつとも基本的について、第二次世界大戦の戦後処理としての賠償が、当時の国際状況のもとで日

本にとって寛大（ということとは連合国にとっては不満足）なものであったことである。日本を極東における反共の砦（同盟国）として復興させるために、米国は自らはもちろん他の連合国に強要して、いわゆる中間賠償や在外財産の収容以外、原則的に賠償請求権を放棄させた（サンフランシスコ平和条約第一四条）。

もつとも日本国軍隊に占領された諸国には、日本国との交渉によって役務賠償を取り立てることが認められたが、これら二国間協定による賠償も基本的に経済開発を目的とする経済協力のかたちで行われ、その際国民の被害に対する補償の観点も日本にも相手国にも十分にはなく、かつ総額も日本にとって過大な負担にならない程度に押さえられた。

最大の被害を与えた中国に対しても、日本は日華平和条約の締結に際して中華民国政府に賠償請求権の放棄を迫つてこれを議定書に規定することに成功し、中華人民共和国政府もこれを踏襲して日中共同声明で対日請求を放棄した。

(2) 第二は、冷戦の終焉である（一九八九年一月ベルリンの壁崩壊、同年一月米ソ首脳マルタ会談、一九九一年一月ソ連邦消滅）。戦後四五五年にわたる冷戦構造が崩壊するや、米ソ両大国の二極支配の下で、イデオロギー的あるいはパワー・ポリティックスの観点から押さえつけられていた、諸国民のもろもろの要求が噴出し始めた。気がついてみると、日本は今や世界第二の経済大国になっているではないか。「日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される」（平和条約第一四条）。それならば、経済大国となった現在、その歴史のツケを払ってもらおうではないか。厳密な条約論としては、このような主張は「事情変更の原則」をもち出し(2)ても成立しがたいが、日本の戦争行為によってひどい目にあわされた被害者の気持ちはそうであろうし、政治論とし

て一定の説得力をもっていることは否めない。

(3) 第三は、アジア諸国の民主化ないし社会的多元化である。これは上述の冷戦の崩壊とも関連があるが、たとえば韓国ではそれまでの軍事独裁政権が倒れて、一九八八年二月盧泰愚大統領就任、一九九三年二月金泳三大統領就任、そして一九九八年二月金大中大統領就任とつづいた。日本に対して戦後補償の訴えを起こすことは、一面において自国政府の過去および現在の外交政策に対する批判をも意味するから、独裁政権の下では不可能なことである。

中国は今日なお共産党独裁政権が維持され、一九八九年六月天安門事件も起きているから、民主化について論ずるのは適当でないかもしれないが、それでも鄧小平の解放経済政策以来中国社会にある種の流動化・多元化の現象が生じていることは事実で、九〇年代に入ってから共産党政権といえどもかつてのように国民の多様な意見を頭から押さえつけることは次第に難しくなってきた。こうしたなかで、日本に対して個人賠償請求を求める民間の声が出てくるようになったのである。

(4) 第四は、一九九一年(平成三年)八月二十七日、参議院予算委員会において、外務省の柳井俊二条約局長が、日韓請求権協定について、これは日韓両国が国家としてもっている外交保護権を相互に放棄したもので、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではなく、日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることができない意味である、と答弁したことである。

このとき、条約局長は直接発言を求められたわけではなく、自ら発言してアジア局長の答弁を補足して上のよう述べた。前後の質疑は次ぎの通りである。

「○清水澄子君 外務大臣、韓国では民間の中からのような要求が起こっておりますでしょうか。」

○国務大臣(中山太郎君) アジア局長から具体的に御説明を申し上げたいと思います。

○政府委員（谷野作太郎君） お答え申し上げます。

韓国におきましては、最近、いわゆる強制連行者あるいは元軍人軍属の方々、サハリンの残留者の方々、元戦犯あるいはその家族の方々から補償あるいは未払いの賃金の支払い等を求めているいろいろな訴訟なりを行う運動が起こつてきておりまして、私どもも報道等を通じてそのようなことを承知いたしております。

○清水澄子君 今、なぜこういう補償要求が出てきたのでしょうか。その理由をどうお考えでしょうか。

○政府委員（谷野作太郎君） 個々のケースによって当事者の方々のお気持ち等は異なるのではないかと思ひます。一概に私の方から御説明する資料もございませんけれども、他方、いずれにいたしましても、先生もご存知のとおりでございますが、政府と政府との関係におきましては、国会等でもたびたびお答え申し上げておりますように、六五年の日韓間の交渉をもつてこれらの問題は国と国との間では完全にかつ最終的に決着しておるといふ立場をとつておるわけでございます。

○国務大臣（中山太郎君） ……（省略）……

○清水澄子君 ……これまで請求権は解決済みとされてまいりましたが、今後も民間の請求権は一切認めない方針を貫くおつもりでございますか。

○政府委員（谷野作太郎君） 先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、政府と政府との間におきましてはこの問題は決着済みという立場でございます。

○政府委員（柳井俊二君） ただいまアジア局長から御答弁申し上げたことに尽きると思ひますけれども、あえて私の方から若干補足させていただきますと、先生御承知のとおり、いわゆる日韓請求権協定におきまして、両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。

その意味するところでございますが、日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることにはできない、こういう意味でございます。<sup>(3)</sup>

この条約局長の発言の波紋は大きく、それまで個人の請求権もすべて平和条約や二国間協定で解決済みだといわれて諦めていた多くの韓国人・中国人・連合国の元捕虜などが、その後相次いで日本国の国内裁判所に補償請求訴訟を提起することになったし、また、たとえば韓国在住の韓国人元女子挺身隊員らが訴えた不二越挺身隊員等賃金等請求訴訟第一審判決は、「平成三年八月二七日に日本国政府の右見解が表明されるまでは、原告らの個人的事情を越え、かつ原告らの関与可能性のない客観的、一般的状況により、原告らが本件賃金債権を行使することは現実に期待しえない状態にあり、右の政府見解の表明された時をもって、右権利行使が現実に期待できるとなったものというべきである」として、同事件の賃金債権の消滅時効の起算日を、条約局長の発言の翌日すなわち平成三年八月二八日と判示した。<sup>(4)</sup>

私は別稿において、<sup>(5)</sup>平和条約等で「両締約国は、両締約国及びその国民の間のすべての請求権を放棄する」旨の規定があれば、これは締約国が自国民の請求権を放棄した（そして国内法上必要であれば自国で補償する）ものと理解するのが世界各国で共通しており、わが国でのみ上述のような「外交保護権のみ放棄論」が主張されるのは、実は過去において日本国民から、占領軍による被害、在外財産の処分、原爆被害、シベリア抑留等に関する被害者個人の連合国に対する請求権を日本国政府が平和条約によって放棄したことに對する憲法第二九条に基づく補償を請求された

訴訟において、平和条約等によって放棄したのは政府による外交保護権の行使のみであって、個人の請求権自体は消滅しておらず相手国の国内裁判所に訴える個人の権利まで奪ってはいないから憲法二九条に基づく補償義務はない、  
と言ひ逃れをするために用いられた理論であることを見た。そして、今その理論が、外国の被害者に逆手に取られて、戦後訴訟の洪水にみまわれているわけである。

従来日本国民の補償請求を拒否するためにこの理論が採用されておらず、また条約局長の発言がなかったとしても、外国人による戦後補償訴訟はもちろん提起されたであろう。しかし、その場合裁判所によって、平和条約等によって個人の請求権は放棄され消滅しているから請求は不当であるとして、事実審理もまたそれ以上の法律論の検討も行われるまでも無く却下ないしは棄却されるから、戦後補償を求める運動は最初数件の訴訟が試みられた後は、敗訴が百パーセント事前に分かっている訴訟をいつまでも提起しつづけるわけにはいかず（最初は裁判所への提訴がメディアで大きく報道され、それだけで日本国民に問題の存在を知らしめる効果があったが）、一つはそれぞれ自国の政府に対する補償要求運動となり、今一つは日本国内において政府および国会に対して戦後補償立法を求める運動に早期に転換されたであろう。

(5) 第五は、西ドイツの特異な戦後補償制度が、不正確なかたちで、かつ戦争賠償に関する国際法的知識を欠いたまま紹介された結果、「ドイツは戦争被害者個人に手厚い補償をしているのに、日本は被害国家に対しては不十分ながら賠償を行ったが、被害者個人には全くないし殆ど補償をしていない」という間違った理解が広まったことである（これは必ずしも日本だけでなく、世界的にも広がっていると思われる）。

まず、戦争被害者に対する補償・賠償については、第二次大戦終了時点までの国際法の制度では、平和条約においてとくに別段の取り決めをしない限り、被害者個人に対して行われるのではなく、国家（敗戦国）から国家（戦勝

国) に対して行なわれる一括賠償方式、すなわち戦争によって相手国家および国民に与えた損失・損害に対する補償・賠償をまとめて国家に対して支払い、被害者個人にどのように補償するかは一括受領した国家の裁量にゆだねるという方法がとられてきた。<sup>(6)</sup>そして日本も、その方式で賠償・補償を行った。

ところが、<sup>(7)</sup>ドイツは東西に分裂したため、平和条約の締結はドイツ再統一まで留保され、それにとまって戦争被害の賠償・補償問題も平和条約の締結まで延期されたのである。すなわち、米英仏と西ドイツとの間で一九五二年五月二六日にボンで署名された「戦争及び占領から発生する問題の解決に関する条約」(移行条約)によって、ドイツの賠償問題の解決はドイツと旧敵国との間で平和条約により解決することが確認され(第六章第一条第一項)、さらに翌年の一九五三年二月二七日ロンドンにおいて署名された「ドイツの対外債務に関する協定」(ロンドン債務協定)第五条二項によって、「ドイツと戦争状態にありまたはその領土をドイツに占領された国、およびこれらの国の国民の、……第二次世界大戦から生じた請求権の審査は、賠償問題の最終的解決まで延期される」ことが定められた。このような「賠償凍結は、当時すでに始まっていた冷戦下において西ドイツに過大な経済的な重荷を背負わせることなく、国際社会に復帰させることを図るための措置であった。」<sup>(8)</sup>東側でも、一九五三年八月二二日のソ連と東ドイツとの間の議定書で、ソ連の東ドイツに対する賠償請求が放棄され、かつ西ドイツを含む全ドイツに対する戦争債務支払いの免除が宣言された。ポーランドも、八月二三日および二四日の宣言において、全ドイツに対する賠償を放棄した。

こうして、ドイツは戦争の被害・損害については、今日まで相手国家およびその国民に対して補償・賠償をしないままにきたのである。<sup>(9)</sup>ドイツ統一に係して一九九〇年九月一二日に両ドイツと米・英・仏・ソとの間で締結された「ドイツ問題の最終的解決に関する条約」(2+4条約)は平和条約としての機能を有するが、そこでも賠償は規定されず事実上放棄されている。

それでは、ドイツで行われた「補償」は一体何か。それは Wiedergutmachung とよばれる特殊な補償である。広渡清吾教授は、この言葉について次ぎのように述べておられる。「Wiedergutmachung は、一九九三年刊のランゲンシャイド大辞典をみると、第一の意味が『損害を調整する、多くの場合財政上の給付』とあり、第二の意味に『ドイツ連邦共和国がナチズムの犯罪のゆえに行なう財政的、政治的給付』と記されている。第一の意味における普通名詞が、戦後史の経過の中で、第二の意味の固有名詞になったのである。<sup>(10)</sup>」したがって、Wiedergutmachung は「補償」とか「償い」とかの一般的訳語ではなく、「ナチスの不法に対する補償」とか「ナチズムの迫害の犠牲者に対する補償」等の訳語をあてなければならぬ。

1) の Wiedergutmachung (ナチズムの迫害の犠牲者に対する補償) の中心をなす法律は、一九五六年六月二九日の「連邦補償法」<sup>(11)</sup>で、対象となる権利者は第一条一項によって「ナチズム(国家社会主義)の迫害の犠牲者とは、ナチズムに政治的に敵対するという理由から、または人種、信仰ないしは世界観上の理由からナチズムの暴力的措置によって迫害され、それによって生命、身体、健康、自由、所有権、財産について、またはその職業上もしくは経済上の成功に関して被害を受けたものである」と定義されている。すなわち、ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例で創設された「人道に対する罪」と同じく、基本的に「ホロコースト」すなわちユダヤ人に対する人種絶滅(ユダヤ民族の最終的処理)を目的とする迫害行為が問題とされ、それは戦争開始以前の平時の行為も含み、被害者の国籍は自国民(ドイツ人)も外国人もともに含む。ナチズムに対する政治的反対または人種、信仰、世界観を理由としない行為は、いくら残虐・非人道的なものであっても、連邦補償法の対象とはならない。また、ここにいう「ナチズムの暴力的措置」とは、国の官署・官職保有者、ラント、公共団体、ナチス党、その下部機関・関連団体がそのかし、または同意した行為であればよい(第二条一項)。そして、「そのかし」は広義に解されている。したがって、秘密



国家警察（ゲシュタポ）やナチス親衛隊（SS）のようなナチスの組織だけでなく、ドイツ国家の官庁や国防軍の行為も上述の目的で行われたものは含まれるし、ナチス党員でない民間人の使用者が被用者をユダヤ系であるという理由で解雇した場合も含まれる。

そして、補償権利者の範囲を「属地主義」によって制限し、一九五二年末日に西ドイツに住所を有するか、またはそれ以前に外国に移住ないし追放された者は最後の住所が一九三七年末日に旧ドイツ帝国の領土内にあった者とされた。これでは補償権利者は、實際上大部分ドイツ国民である（またはであった）ユダヤ人ということになる。なぜこのような制限を設けたのか。ドイツの侵略行為の結果、ナチズムの迫害の犠牲者はヨーロッパ中に存在し、本来彼等は国籍や居住場所の如何を問わず、補償の対象になるはずである。ところが、これらの迫害行為は侵略戦争の過程で行われたものであるから、戦争に対する賠償の問題が絡んでくる。賠償は上述のように、ドイツ統一まで留保・凍結されている。しかし、一方で、上記の移行条約によって、西ドイツはナチズムの迫害の犠牲者に対する補償と、民族を理由に迫害を受け難民となっている人に対する補償も義務付けられた。「この賠償凍結と補償義務という一見矛盾する両者の関係について、ドイツ政府は、次のように解釈してきた。つまり、補償は、あくまでドイツ領に居住したことのある人に対する国内法上の問題である。これに対し、ドイツ領に居住したことのない被害者、つまり、ドイツの占領地で迫害を受けた西欧・東欧諸国の国民の損害は、戦争や占領行為から発生した損害であり、個人が戦争の相手手に損害賠償を請求することは許されず、国家間の賠償により解決するのが国際法の原則であり、賠償が凍結されている限りにおいて、補償を行う法的義務は存在しないとす。ドイツ政府は、この自らの立場を、原則として被害者の国籍や民族によって分別する属人主義ではなく、被害者がドイツ領に関係があるかどうかという「主観的・人的な属地主義（das subjektiv-persönlichen Territorialitätsprinzip）」であると説明している。<sup>(12)</sup>」

こうして、ドイツに占領された西欧・東欧の諸国に住んでいたユダヤ人などの被害者は、補償の対象からもれることになった。そこで西側諸国が「西側の被害者への補償」を求めて交渉した結果、五九年から六四年にかけて西側一  
二カ国との間に補償支払い協定（合計で九億七一〇〇万マルク）が締結されて、外国の被害者にも補償が拡大された。  
内容は連邦補償法の基準による被害者に対する補償金を一括して各国政府に渡し、各国政府が各被害者に支給するとい  
うもので、戦争の被害に対する補償・賠償ではない。また、これより前一九五二年九月に、西ドイツはイスラエル  
および「対独補償請求ユダヤ人会議」との間に「ルクセンブルク協定」を締結して、それぞれ三〇億マルクと四億五  
〇〇〇万マルクの補償を支払う約束をしているが、これも普通の意味の戦争賠償・補償ではない。そもそも第二次世  
界大戦中イスラエル国家はまだ存在していなかった。

ブランド政権の下で外交関係が復活して以後、東欧諸国からも西ドイツに対して上述の西側諸国と同様の補償要  
求があったが結局協定は成立せず、ただナチスの行った人体実験の被害者に対する補償を行うための協定が、一九六  
一年から七二年にかけてユーゴ、ソ連、ハンガリー、ポーランドとの間に締結されて、それぞれ一定額が相手政府に  
支払われた。また、大戦中強制労働に従事させられた者（その多くはソ連や東欧、とくにポーランドから強制連行さ  
れてきた非ユダヤ人）に対する補償問題について、西ドイツ政府は、強制労働は戦争及び占領に伴う現象で賠償の対  
象となる事項に当たり、ロンドン債務協定によつて最終的な賠償問題の解決まで留保されているとして、外国人の元  
強制労働者からの請求を拒否してきたが、統一後の一九九一年一〇月、ドイツ政府とポーランド政府は交換公文で、  
「ナチズムの迫害の犠牲者」に補償を行うため「ドイツ・ポーランド和解基金」をポーランドに創設し、ドイツ側が  
それに五億マルク拠出すること、そしてポーランド政府はナチズムの迫害との関係で生じることのあるポーランド国  
民の請求をこれ以上提起しないことに合意した。配分はポーランド側の裁量に任されたが、実際にはポーランド国内

に居住する強制連行労働者(三一万五〇〇〇人)にも支給された。この基金をモデルにして、旧ソ連のロシア、ベラルーシ、ウクライナとの間でも、一九九三年三月の交換公文で「協調及び和解」基金が設立された。

わが国でドイツの戦後補償問題について精力的に研究し、一般雑誌や法律雑誌に数多く執筆された学者の一人に佐藤健生教授があるが、<sup>(13)</sup>残念なことに教授は戦争に関連する国家の損害に対して国家から国家に支払われるのが「賠償」で、国家(または企業)から個人に支払われるのが「補償」であると定義され、そしてドイツの Wiedergutmachung 制度による補償もその意味の「補償」として紹介されている。<sup>(14)</sup>そのため、一方ではこの「賠償」のなかに被害者個人に対する補償も一括して含まれ得ることに対する理解が抜け、他方ではドイツの「ナチズムの迫害の犠牲者に対する補償」が違法な戦争行為の外国人被害者に対する補償であるかのような間違った理解を讀者に与えることになってしまった。わが国におけるドイツのナチスの犠牲者への補償に対する誤解は、教授の紹介より以前から存在するが、教授の活動が少なくともそれをより強めたことは否定できないであろう。

たとえば、萩野芳夫教授(外国人の法的地の問題に詳しく、戦後補償に関しても台湾人元日本兵補償請求事件について研究のある、私の尊敬する憲法学者の一人であるが)は、

「……ドイツは、七兆円に上る補償を実行している。日本が負担しなければならない補償のすべてが、前記の四千億円(山手注)少し前の個所で、インドネシア、ベトナム、韓国、シンガポール、ビルマ、フィリピン、マレーシア、日本の委任統治下にあった太平洋諸島に対しては、個別に協定を結び合計で、四千億円余の賠償の支払いをしたとの説明がある」に含まれていると解することは困難である。

たしかに、ナチスは、ひどいことをやった。しかし、アジアの国々から突き付けられているデータによると、日本が殺傷した人間の数(中国だけで二千万人以上といわれる)だけをみても、ドイツ(約一千万人)をはるかに超

えている<sup>(15)</sup>」と主張されている。

これは、直接佐藤教授の説の影響かどうかはわからないが、ドイツの七兆円に上る「ナチズムの迫害の犠牲者に対する補償」を、外国人個人の戦争被害に対する補償と考えて、日本のそれと比較されていることは明らかである。

また、日本弁護士連合会第三六回人権擁護大会シンポジウム第一分科会基調報告書レジュメ「日本の戦後補償——戦争における人権侵害の回復を求めて——」は、「第四 ドイツの戦後処理と対比して」の個所で、上述のナチスによる被被害者に補償する連邦補償法および西側一カ国政府との包括協定を説明した後、「ドイツの戦争補償は……原則として被害者の国籍を問わず、また外国居住該当者にはその国の政府と協定して、被害者個人に補償が届くようになされている」(傍点山手)と、「ナチズムの迫害の犠牲者に対する補償」を一般の戦争補償・賠償と誤解して解説している<sup>(16)</sup>。

さらに、私自身前述の説明で依拠させていただいたように、*Wiedergutmachung* に対するわが国で一番正確な知識をもつておられる広渡教授さえ、わが国が与えた戦争被害者個人への補償の問題になると、「またドイツがナチスの不法に対する補償として支払った補償総額約九〇五マルク(一九九三年一月まで。補償には年金給付も含まれているので、二〇〇三年までの総額は約一二三億マルクと見積もられている。一マルク＝一〇〇円のレートで換算して九兆円(一二兆円となる)と比較すると、(前示のように日本の国家賠償総額は約一兆円)、従来の国家賠償によって日本軍隊の不法に対する外国住民への償いが十分に行なわれたとは言い難いところがある」<sup>(17)</sup>と、戦争被害に対する補償ではない「ナチスの不法に対する補償」(しかもドイツ国民に対する補償を含む)の額を、ストレートに日本軍隊の戦争法規違反に対する外国人被害者に対する補償の額と比較しようとされる。

もっとも、広渡教授の場合は、実は両者の違いも、そして個人の対国家請求権が平和条約や個別の賠償条約によつ

て処理され得るとするのが国際法上の一般的理解であることも十分承知の上で、上述の主張をされているのである。それは教授が、ドイツの「ナチスの不法に対する補償」制度は、ドイツ人自身がいうように「歴史的に類例をみないユニーク」なものであるにもかかわらず、「戦後」に生きるわたしたちが普遍的なものとして受けとめうる論理を提示している」と考えられるからである。

「ニユーロンベルグ裁判や東京裁判で示された新しい戦争犯罪概念は、戦後の国際社会のなかで、国際連合のシステムのもとで、普遍的なものとして承認されていった。人道に対する罪に該当する犯罪概念としてのジェノサイドは、一九四八年の国連総会で採択されたジェノサイド条約において国際法上、明示された。……戦争犯罪概念の国際的普遍化は、同時に、戦争犯罪行為(不法行為)への損害補償制度(戦後補償)の理念の国際的普遍化を含意していると考えられないか。

戦争犯罪としての刑事責任の追及は、行為者たる自然人・個人が引き受けざるをえない。命令による行為として行為者本人が罪を免れるとすれば、命令者の刑事責任が追及される。しかし、戦争は、国家によって惹き起こされる。戦争犯罪は、いわば一種の組織犯罪である。この組織犯罪の刑事責任は、ここでもまた、組織の責任者たる自然人が負う以外にない。このように、国家自体が、刑事責任の主体として登場できない以上、国家それ自体による贖罪は、国家が戦争犯罪についての責任を明確に承認し、かつ、加害から生じた損害を補償することでしか行ないえない。他方、戦争犯罪の被害者にとって、具体的な加害者の処罰はもとより、根本的にはこのような非人間的行為の組織者たる戦争国家の責任追求こそ、慰謝の核心と考えられるのである。<sup>(18)</sup>(傍点山手)

しかし、これは新しい法理論の提示であって、実際の法制度の説明ではない。戦争法の分野では、すでに第二次大戦以前から戦争法規に違反する行為を戦争犯罪とみなして責任者個人を処罰することが認められ、大戦後「人道に対

する罪」や「平和に対する罪」の場合も国家機関の個人責任を追求し得ることになり、その意味でこの分野では個人の義務主体性は確立している。しかし、違法な戦争行為によって生じた個人の損害に対する賠償・補償に関しては、一九〇七年のハーグ陸戦条約第三条の存在にもかかわらず、第二次大戦の終了時においては、敗戦国および戦勝国すべての戦争法規違反行為に対して、損害賠償を追求しうる制度はなく、一般的には敗戦国の違法行為のみが一方的に追及され、しかも当事国間で別の手続を合意しない限り、戦勝国が敗戦国に対して一括して賠償をとりたてる方法——したがって被害に見合う補償がなされる保証はない——がとられてきている。処罰と補償、刑事責任と民事責任との間では、国際法の発展に跛行性が存在するのである。国際刑事裁判所(ICC)規程で、裁判所が有罪判決を受けた者に被害者に対する賠償を命じ得る制度が導入されたことにかがわれるように、将来両者の差はある程度埋められていくと思うが、戦争損害の性質上完全にはならないのではないか。それはともかく、ドイツの「ナチスの不正」に対する国内法による補償制度の原理を、今日これが普遍化されているして、第二次大戦中の一般の戦争損害に対する補償にも適用することは、ドイツに対しても他の国に対しても、実定国際法の議論としては無理がある。

いずれにしても、ドイツの *Wiedergutmachung* とわが国の賠償とは性格と対象がずれていて、そのまま支払った額の比較をすることはできない。また、仮りにわが国が戦後補償問題の立法的解決を考える場合にも、ドイツの連邦補償法は直接のモデルにはならない。ただし、このことは戦争被害者一般ではないにしても、膨大な数にのぼるこのナチスの不正の被害者への補償問題に正面から取り組み、立法的解決をして多大の補償費を支出したことには、われわれとして大いに参考にしなければならないものがあることまで否定するものではない。ドイツの過去の克服に取り組む積極的姿勢自体には、われわれは謙虚に学ぶべきである。実際、戦後、アデナウアー、ブランド、シュミット、コールそしてシュレーダーと、歴代のドイツ首相が第二次大戦中の責任を公けに認め、日々の政治活動を通じて隣国

との相互理解と協力関係の構築に努力し成功してきたことには、一九世紀以来の宿敵フランスの方からシューマンプランを提示して和解の手を差し伸べてもらったことはあるにしても、われわれ日本人が学ばなければならない多くの教訓があることは事実である。

(6) 第六は、日本は先きの大戦と植民地支配に対して本当に反省してはいないのではないかと、とくにアジア諸国民の日本に対する不信・疑惑・不満である。戦後補償訴訟のほとんどは、金銭賠償に加えて政府の正式な謝罪を要求しているが、これは各訴状における日本軍の侵略行為や植民地支配の歴史・実態への詳細な言及からも明らかのように、原告自身が被った個別的・具体的な違法行為に対する謝罪の要求というよりも(訴訟形式上はそうであっても真意は)、むしろ日本の侵略戦争・植民地支配そのものに対する謝罪と反省を求めたものと考えられる。

カイロ宣言の条項の履行を含むポツダム宣言の受諾と、極東国際軍事裁判の判決の履行を含むサンフランシスコ平和条約の締結によって、日本は確かに侵略戦争と植民地支配に対する国際社会の断罪を受け入れはしたが、そして一九七二年の日中共同声明では、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と書かれているけれども、本心では戦争責任を認めていないのではないか。あるいは当初は認めたとしても、その後次第にそれを否定する立場をとるようになってきているのではないか。こういった危惧は、実はアジア諸国の国民だけではなく、西欧の識者にも同様の見方をする人がある。たとえば、ヘルムート・シュミット元西独首相は、インタビュに答えて次のように述べている。

「日本では五十年にわたり戦争の責任の認識は存在しなかった。多くの日本人は、日本の戦争責任は広島と長崎の二度の原爆で相殺されたと思っているのではないだろうか。しかし中国人、フィリピン人、南北朝鮮人からすれば、これはあてはまらない。隣国の人々の目からすると歴史的な清算はすんでいない。」<sup>(20)</sup>

実際、一九八六年九月、中曾根内閣の藤尾正行文相が、「日韓保護条約は伊藤博文と高宗との合意で成立したもので、日本側の圧力があつたとしても韓国側にも責任がある」とする発言により罷免。一九八八年五月、竹下内閣の奥野誠亮国土庁長官が、「白色人種がアジアを植民地にしていたから、だれが侵略者かといえば白色人種だ。何が日本が侵略国家か、軍国主義か」と発言して辞任。一九九四年五月、羽田内閣の永野茂門法相（元陸上幕僚長）が「太平洋戦争は侵略戦争ではなく、植民地を解放して大東亜共栄圏を確立する目的であつた。南京事件はでっち上げだと思ふ。慰安婦は当時の公娼で、それを今の目から女性蔑視とか韓国人差別とか言えない」と発言して辞任。そのわずか三ヶ月後の同年八月、村山内閣の桜井新環境庁長官が、「日本も侵略戦争をしようと思つて戦つたのではない」と発言して辞任……。こうまで繰り返されると、これらの日本の政治家の失言が日本人の本音で、釈明に費やされる言葉が建前に過ぎないと、外国人から解釈されても無理もないということになる。もちろん、個人がどのような歴史観をもとうと自由であり、また歴史上の事実・評価については今後ともさらに客観的・学問的研究が必要である。しかし、閣僚の発言は政府の一員として公的責任をとらなう。

さらに、以上の政治家の発言だけでなく、一九八二年に高校社会科教科書の記述について中国・韓国から抗議を受けて「近隣諸国条項」<sup>(21)</sup>を検定基準に追加し、八六年にも高校日本史教科書をめぐって両国の批判を受け、中曾根康弘首相の指示で検定合格後の異例の再修正が行われるという事件があつたにもかかわらず、今年（二〇〇一年）また「新しい歴史教科書を作る会」主導の過去をすべて正当化しようとする扶桑社版中学歴史教科書を検定合格させたこと（これは採択率〇・〇四パーセントと実質的にゼロに近い結果となり、政府の無策を国民の良識が救った格好となつたが）、そして一九八五年に中曾根首相が終戦記念日に首相として初めての公式参拝を行なつて中国から激しい抗議を受け、翌八六年以降公式参拝を見送ってきたにもかかわらず、今年また小泉純一郎首相が八月一五日にいかなる



批判があっても参拝すると言つて近隣諸国の反発をかったこと(結局一三日に日をずらして参拝した)など、外国人が日本人の歴史認識と戦争責任の自覚に疑問を感じざるをえないような現象が続いて起きている。

九〇年代に多発した戦後補償訴訟は、一面において、このような日本の戦争責任感の欠如・希薄さ、日本社会の右傾化・ナショナリズム的潮流に対する抗議の性格をもっている<sup>(22)</sup>とみられる。

しかし、本当は、日本はすでに最高の政治責任者である総理大臣が、一再ならず侵略戦争と植民地支配について公的に謝罪しているのである。すなわち、長年の自民党単独政権が倒れて生まれた連立内閣(非自民・非共産)の細川護熙首相は、一九九三年八月一日初の記者会見で、先の戦争について「私自身は侵略戦争であった、間違つた戦争であつたと認識している」と明確に言い、八月二三日衆参両院本会議で行つた所信表明演説で、「過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とおわびの気持ちを申し述べる」と語つた。そして、同年一月六日、慶州における金泳三韓国大統領との首脳会談では、「我が国の植民地支配によつて、たとえば朝鮮半島の人々が学校教育において母国語教育の機会を奪われたり、自分の姓名を日本式にさせられたり、従軍慰安婦、徴用など、さまざまな形で耐え難い苦しみと悲しみを経験されたことについて、加害者として心から反省し、深く陳謝したい」と、踏み込んだ表現で謝罪の意を表した。

そして、戦後五〇年の一九九五年八月一五日、村山富市首相(社会・自民・さきがけ連立内閣の首班)は次ぎのような閣議決定された「戦後五十年に当たつての首相談話」を発表した。

「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に過ちなからしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の

意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。<sup>(23)</sup>」

さらに、一九九八年一〇月八日、韓国の金大中大統領と小渕恵三首相（自民単独内閣首班、翌九九年一月自民・自由連立、一〇月自民・自由・公明連立に移行）は東京で会談し、その結果を「二十一世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」と題した「共同宣言」にまとめて、具体的な「共同計画」とともに署名し、共同記者会見で発表した。日韓両国の首脳が歴史認識を公式の外交文書に盛り込むのは初めてで、「過去」の問題に大きな区切りをつける形になった。関係部分は次のとおりである。

「小渕総理大臣は、今世紀の日韓両国関係を回顧し、わが国が過去の一時期韓国国民に対し植民地支配により多大の損害と苦痛を与えたという歴史的事実を謙虚に受けとめ、これに対し、痛切な反省と心からのお詫びを述べた。金大中大統領は、かかる小渕総理大臣の歴史認識の表明を真摯に受けとめ、これを評価すると同時に、両国が過去の不幸な歴史を乗り越えて和解と善隣友好協力に基づいた未来志向的な関係を発展させるためお互いに努力することが時代の要請である旨表明した。」

あまりにも遅きに失したとはいえ、こうして一九九三年以降、日本は総理大臣が公にかつ明確に、自国の侵略と植民地支配について責任を認め、心からの反省と謝罪の意を表明しているのである。ファシズムや軍国主義に責任を転嫁せず、日本国家の責任を真正面から認めている。とくに、今日なお世界の国々のなかで、自国の植民地支配について謝罪した国は日本以外に存在しないことを考えれば、この日本の態度は世界史的な意義を有することが理解されよう。

問題は、このような三人の首相の立派な発言の意義を無にしかねない行為が、その後も時々行われることである。

上述の閣僚の失言を別にして、二つある。第一は、首相の靖国神社公式参拝である。戦前、靖国神社は、軍国主義の精神的・宗教的装置の中心をなしていた。「天皇の軍隊」に召され、戦死すれば「英霊」という名の「神」になって靖国神社に祀られると、人々は信じて戦場に行った。私も戦時中歌った流行歌「九段の母」の歌詞をみるがよい。「空をつくよな大鳥居　こんな立派なおやしるに　神とまつられもつたいなさよ　母は泣けますうれしさに。」

戦後は一宗教法人となったが、一九七八年一〇月神社側によってひそかに東条英機元首相ら東京裁判のA級戦犯が合祀され、それが七九年四月に明らかになった。A級戦犯を祀った施設への総理大臣の公式参拝は、日本が先の侵略戦争を反省せず逆に肯定するものと、中国を始め近隣諸国は受けとつた。それが八五年の中曽根首相の公式参拝に対する批判であり、今回の小泉首相の参拝に対する反発である。今年八月一四日の朝日新聞の社説は、「かつて軍国日本による侵略や植民地化で散々な目にあい、いまなおその傷が癒えない近隣諸国の人たちにとって、日本の政治指導者による靖国参拝は、悪夢をよみがえらせるようなものだ。終戦記念日の参拝こそ見合わせたといっても、こうした問題への慎重な配慮はなおざりにされた、というほかない」と述べたが同感である。A級戦犯の分祀が宗教上ありえぬと神社側がいう以上、戦没者を慰霊する施設としては、今後靖国神社とは別に無宗教の国立墓地等をつくることを考えなければならない。

第二は、歴史教科書問題である。将来にわたって戦争を行わず、近隣諸国と友好関係を続けていくためには、未来を背負う青少年の歴史教育が重要である。ヨーロッパにおいてもアジアにおいても、歴史教科書のあり方が問題とされる所以である。将来における再発防止は、国際法の用語でいえば国際違法行為の責任解除の一つである。

論点を拡散させないため戦争責任の問題にここで全面的に立ち入ることはしないが、戦後補償の問題——それは戦争責任の問題の一つである——の解決を考える際、少なくとも総理の靖国神社公式参拝の問題と歴史教科書・歴史教

育の問題の二つは、補償問題とともに解決しなければならない問題であることを指摘しておきたい。<sup>(23a)</sup>

(7) 第七は、外国人被害者の戦後補償裁判を支えるわが国における市民運動、学者の問題発掘と理論構築、そして弁護士への献身的な取り組みをあげなければならない。

外国人（とくに外国在住の）が独力でわが国の裁判所に訴訟を提起することは非常に困難で、従来強制連行問題や在日韓国朝鮮人の差別問題などに取り組んできた市民グループが、それぞれ原告を「支える会」をつくって彼等の訴訟を支援した意義は——精神的にも物質的にも——大きい。<sup>(24)</sup> また、たとえば内海愛子、<sup>(25)</sup> 大沼保昭、<sup>(26)</sup> 田中宏、<sup>(27)</sup> 吉見義明<sup>(28)</sup> といった研究者たちの問題発掘とその理論的究明の仕事も、直接間接大きな影響を与えた。

そして、個々の訴訟を担当した弁護士の努力も大きい。それは弁護士たるものの当然の任務だと言ってしまえばそれまでであるが、戦後補償裁判では金銭的には持ち出しのケースが多いという。一九九二年一二月には「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」（事務局長高木喜孝弁護士）が結成されて、研究・情報交換・弁護団相互の支援協力等の活動が続けられている。また、市民グループと弁護士の協力による実行委員会（代表高木健一弁護士）の手で、一九九一、九三、九四年に、アジア各地の被害者や戦後補償問題に取り組んでいる世界の学者・法律家等の参加を得て、「戦後補償国際法フォーラム」が開かれた。<sup>(29)</sup> 日本弁護士連合会も、一九九二年七月に日弁連人権擁護委員会主催のシンポジウム「日本の戦後処理を問う」、同年一二月に日弁連主催第二回国際人権セミナー「戦争と人権、戦後処理の法的検討」を開催した。<sup>(30)</sup> そして、九三年には韓国、北朝鮮、中国、フィリピン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、オーストラリア、香港、台湾のアジア一〇カ国において戦争被害の実態調査をおこない、同年一〇月に日弁連第三六回人権擁護大会シンポジウム第一分科会「日本の戦後補償——戦争における人権侵害の回復を求めて——」が開催された。<sup>(31)</sup>

戦後補償問題に取り組むわが国の弁護士の有り様の一つの典型を示していると思われるので、中国人戦争被害賠償請求事件弁護団の場合について、同幹事長小野寺利孝弁護士が自ら語っておられることを少し長い引用しておきたい。

「一九九四年五月、日本民主法律家協会の呼びかけによる『中国司法制度調査団』（小田成光団長）の訪中活動のさなかに、永野法務大臣の南京事件否定、侵略戦争否定の問題発言があった。調査団は、この事態を重く受けとめ、羽田内閣に対し抗議声明を出すことになった。一部予定変更して、日本大使館に抗議声明を提出したうえで、記者会見を行なうことになり、副団長である私がこれを担当した。これがきっかけとなり、中国人戦争被害者たちから日本の法律家に戦争被害賠償について協力要請をうけることになった。

……

私達は、家永訴訟弁護団の中心を担ってわが国の歴史認識をめぐる闘いを法廷の内外で進めてきた尾山宏弁護士を団長とする中国人戦争被害法律家調査団を組織し、一九九四年一〇月から数次にわたる訪中調査活動を行なった。この過程で、数多くの戦争被害者から多様な被害事実を聴取した。この過程で、日本の裁判所への賠償請求訴訟提起の相談を受けるに至った。

かくして、日本における戦後補償闘争に中国人戦争被害者たちが参加し、これを支える日本人による闘いが始まることになって、わが国における戦後補償確立をめざす闘いは、確実に新たな段階を迎えるに至った。

しかし、裁判を提起する迄には、超えなければならぬハードルがいくつかあったのも事実である。とりわけ、中国においては戦争被害者自らが団結し、戦争責任追求と戦後補償を要求する組織を結成することは、今日なお認められない状況にある。これを支援する市民組織も、『準備会』と称して活動しているが、結社として容認される

には至っていない。

それだけに、日本の法律家が、一人ひとりの戦争被害者と会い、後述する戦後補償裁判の意義と展望を語り、裁判手続きと主人公としての当事者の果たすべき役割についての認識を得ることに務め、最終的に訴訟委任手続きを行なうという過程を丁寧積み重ねることが必要とされた。さらに、なぜ日本の弁護士たちが多数自己負担で訪中活動を行ない、裁判闘争を担う決意に至ったのかという疑問（彼ら中国人にとって容易に信じ難いことの一つであった）を解消する努力も必要とされた。日本における人権のために闘う法律家の存在と実践例を説明したが、最後に信頼を得たのは、戦争責任と戦争犯罪による被害事実を明らかにし、戦後補償を確立することは、日本国と日本人自身が二一世紀におけるアジア諸国及びアジアの民衆との共生を確立「する」ために、どうしても取り組まねばならぬ課題であると考えている私達の姿勢であった。

私達法律家の調査活動が、最初から順調に進展したわけではない。地方から都市へ出て来てもらい、聴き取りを行なうべく宿泊所を訪ねたら誰も居らず空振りになったこと等いくつかの困難を伴うこともあった。しかし、日本政府閣僚の相次ぐ妄言等によって、日本の支配層の歴史認識への批判が中国内でも強まったことや、従軍慰安婦問題にみられるように戦争責任と戦後補償についての国際的な論議の深まりが中国にも反映し、局面を打開していった。その到達点が、一九九五年三月、銭其琛外相が、全人代場で行った『中国政府は個人の賠償請求は阻止しない』との中国政府の公式見解の提示であった。以来、被害者が、個人として、日本国や日本企業に対し損害賠償請求を法的手続にもとずき行なう限り、政府によって抑制されることは基本的でない状況が生まれた。

私達法律家調査団は、全国の弁護士へ中国人戦争被害者の訴えを受けとめ弁護団に参加するよう呼びかけを行な

った。その結果、二百名を超える弁護士が参加して『中国人戦争被害賠償請求事件弁護士団』（団長尾山宏）が結成された。弁護団の手によって、一九九五年八月一五日以降九七年九月迄の間に、日本国（強制連行事件では企業も）を被告とする以下の訴訟をいずれも東京地方裁判所に対し次々と提起した。(1) 七三一部隊・南京大虐殺・無差別爆撃事件、(2) 慰安婦事件（第一次・第二次）、(3) 劉連仁強制連行事件、(4) 三菱・三井・住友等旧財閥系企業やゼネコンを被告とする強制連行集団訴訟、(5) 平頂山事件、(6) 日本軍の遺棄毒ガス・砲弾による殺傷事件。強制連行・強制労働事件については、昨年一二月国と加害企業を被告とする訴訟が長野で提起された。今後、北海道・関東・京都・九州等強制労働が行なわれた各地で提起することが検討されている。<sup>(32)</sup>

(8) 第八に、これはとくに九〇年代に限ったことではないが、一般的背景として、第二次世界大戦後国際人権法の大きな発展がみられ、また人々の人権意識も大きく前進したことの影響が考えられる。<sup>(33)</sup>

人権条約のなかには個人に国際裁判所への提訴権を認めるものもあり、また戦争法の分野では戦争犯罪を犯したものを戦後に訴追処罰することを定め、個人の国際法主体性に関する考え方は、第二次世界大戦前とは大きく変わってきている。厳密な法律論としては、行為の法的評価はその行為の行なわれた時点における実定法に基づいて判断されるべきであるが、とかく人々は今日の基準をもって過去の行為を裁こうとする。そして、それはある程度やむを得ないことである。とくに、被害者とその訴訟代理人の立場としては、無理からぬことといわなければならぬ。

なお、とくに慰安婦訴訟については、一九九二年以降国連人権委員会および同差別防止・少数者保護小委員会における戦時下性暴力・性奴隷制に関する討議・報告書採択の動きとの間に相互作用がみられる。<sup>(34)</sup>

さて、本稿では、以上八点のうちの第一点と第四点に関連して、第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権問題がど

のような外交交渉を経て、サンフランシスコ平和条約および各二国間協定における規定となつたかについて、できるだけ最近の研究を参考にして再検討し、かつ以上の分析からとくに現在問題になつてゐる被害者個人の請求権がどのように解決されたのか——補償はどのように行なわれたのか、請求権はどのように放棄されたのか——について考察を加えたい。そして、その際、賠償・請求権条項に「国家および国民の請求権を放棄する」旨の規定がある場合、それは国民の請求権も放棄したものとして当事国によつて締結されたのか、それとも、放棄されたのは国民の請求権を国家が取り上げてこれを外交上で請求する権利である国家の外交保護権のみであつて、国民自身の請求権そのものは放棄されないで残されてゐるという明示または黙示の合意の下に締結されたのか、という点にとくに注意して分析を進めていきたい。

#### 註

(1) 松本克美教授作成の「付表・戦後補償訴訟リスト(二〇〇〇・一一・三〇)」(同氏「日本の戦後補償訴訟の現状と課題」立命館国際地域研究第一七号(二〇〇一年一月)一〇二—一〇四頁)には五六件掲載されているが、その後さらに数件新たな提訴があつた。

(2) 条約法に関するウィーン条約第六二条一項では、事情変更原則は条約の「終了」の根拠として援用し得るが、平和条約を終了させたらどうなるのか。講和が無効になつて、戦争状態に逆戻りするのか?さらに、同条二項は境界を確定する条約には援用できない旨定めるが、平和条約には領域に関する規定がある(第二章第二、三、四条)。したがつて、事情変更原則を平和条約に適用するにはもともと無理があると思われるが、仮にそうでないとしても同原則が適用されるためには、「事情の根本的な変化」すなわちこの場合日本の富裕化が「当事国の予見しなかつたものである」ことを必要とする。しかし、連合国の条約締結の目的は、日本に対して賠償による重い負担を課すことなくできるだけ早く経済を復興させる(西側陣営の一員として)ことであつたのであるから、日本の経済大国化が連合国の予見しなかつたものとは言えない——いささか目



的が達成され過ぎた感はあるかもしれないが。

- (3) 第一二二回国会参議院予算委員会会議録、第三号(一九九一年八月二七日)九一〇頁。なお、国立国会図書館制作の「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)で検索可能。
- (4) 富山地裁平成八年七月二四日判決、判例タイムズ九四一号一九七一—一九八頁。
- (5) 拙稿「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」京都学園法学三三・三四号(二〇〇一年三月)九四—一四頁。
- (6) この点について、(オランダの)国際法問題諮問委員会「第二次世界大戦を原因としての日本に対する請求の可能性に関する回答」、国立国会図書館調査立法考査局『外国の立法』三四卷三・四号合併号(一九九六年五月、特集戦後補償)二六四—五頁、本稿第二節注(28)参照。
- (7) 以下、広渡清吾「ドイツにおける戦後責任と戦後補償」栗屋憲太郎他著『戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか』朝日選書、一九九四年、一六九頁以下、『外国の立法』三四卷三・四合併号、同上、八一—九三頁(ドイツ)、清野幾久子「ドイツ戦後補償の法理——アウシュビッツでの強制労働に対する連邦憲法裁判所決定に見る一側面——」法律論叢七〇卷五・六号(一九九八年三月)一頁以下、を参考にして説明。このうち『外国の立法』誌の内容は、三七頁にわたる詳細かつ正確な「ドイツの補償法制」(解説)につづいて一八編の立法の翻訳からなり、山田敏之氏の業績である(ただし、ごく一部塚本孝氏の翻訳を含む)。このような優れた論考・資料が、発表誌の関係で必ずしも広く知られていないのは大変惜しいことである。

なお、山中敬一「ドイツ連邦共和国における戦後補償法制の生成と展開」『ドイツ・日本問題研究Ⅲ——戦争責任と戦後補償問題——』関西大学経済・政治研究所、一九九五年所収(関西大学法学論集に掲載された「ナチの『不法と犯罪』の戦後処理」(1)~(8)を再整理されたもの、山中教授は刑事法学専攻)も非常に詳細かつ有意義な研究であるが、国際法の賠償との関係の理解が私としては同意できないのが残念である。
- (8) 『外国の立法』三四卷三・四合併号、同上、一一頁。
- (9) 正確にいうと賠償が全くなされなかつたわけではない。フライブルク大学法学部教授トーマス・ヴェルテンベルガーによ

ると、一九四五年一月三日の占領管理委員会法五号によって、ドイツ国家および国民の在外資産は、交戦相手国のみならず中立国における資産も含めて差し押さえられ、後にごくわずかの額が回収された以外すべて没収された。西側諸国との間に締結された一九四六年一月一四日のパリ賠償協定は、各締約国の賠償金口座を管理する連合国の賠償代表部をブリュッセルに設置し、①生産施設の解体撤去および商船の没収に基づく賠償と、②その他すべての財貨、とりわけドイツの在外資産に基づく賠償にわけて、賠償手続を進めることにした。一九五二年五月二六日の移行条約および一九五三年二月二七日のロンドン債務協定による政策の転換までに実施された賠償額は、上記賠償代表部の一九五一年の年次報告書によると解体撤去によるもの五億二九〇〇万ドル（一九三八年当時の為替レート）とされているが、解体資産はしばしば過小評価されているので、実際はおよそ五〇億マルクと推定される。在外資産の没収額は、低く見積もっても一二〇億マルク、他の見積もりでは二〇〇億マルクとされている。これら以外に、戦後二年間に、イギリスおよびフランスによって、約六億ドルの材木および石炭を調達された。

ソ連は、東側資産から約六〇億ドル賠償給付として調達したといっているが、西側諸国はこれを約三一〇億ドルまたは七九〇億マルクと評価している。

最後に、東西におけるドイツ人戦争捕虜の労働が、ドイツの賠償給付に換算されなければならない。一九四七年までの間二〇〇万人の戦争捕虜による労働給付は、およそ五〇億マルクと見積もられている（以上、トーマス・ヴェルテンベルガー著、鳥居気代和・出口雅久訳「第二次世界大戦後におけるドイツの賠償問題」自由と正義、四四卷九号（一九九三年九月）三一—三三頁）。

以上のように、一九五一—二年までの間に、ドイツは西側諸国からもソ連からも現物賠償を取りたてられているが、冷戦の激化により本文で見たように、まず西側が西ドイツを西側の軍事同盟に加えるために賠償を留保・凍結し、ついでこれに対抗してソ連も東ドイツおよび西ドイツに対する賠償を放棄したのである。日本に対して連合国が、一九五一年のサンフランシスコ平和条約によって、賠償・請求権を原則放棄したのと全く同じ国際政治の力学が働いているわけである。

ヴェルテンベルガー自身、この間の事情を次のように要約している。「全体として見ると、ドイツ連邦共和国は、第二次世界大戦によって惹き起こされた途方もない損害に比べれば、比較的少ない賠償給付を支払うだけで済んだと言える。つま

り、西側大国の政策においては、不安定化要因となる賠償請求権の実現よりも、ドイツ経済の安定化に極めて迅速に優先権が与えられた。経済的な無力化を図るといふ問題のある政策は、一九五一年に生産施設の解体撤去の終了とともに最終的に断念された。その際、西側は、政治的ブロックの国境における経済的に強力なドイツ国の中に大きな政治的有利を見出したのである。その上に、ドイツ経済の急速な安定化によって、西側の立憲国家の諸原則に従って方針を決定する政治秩序に対する広い範囲に及ぶ同意を獲得するための経済的な基盤を形成することができた。急速な経済の好景気がなければ、基本法は、もしかしたら、ワイマール憲法と同様に効力を発揮できないままでも知れない。そうだとすれば、ドイツは『欧州の心臓部にある不安定の中心』に留まり、欧州経済の経済的再建には貢献できなかったであろう。ドイツ連邦共和国の西側防衛同盟国への統合、西側統合の範囲内における近隣諸国に対するドイツ連邦共和国の協力関係、ならびに共同市場の実現は、賠償問題をいやがうえにも時代遅れのものとした。(同上、三七頁)

そして、このような戦争損害に対する賠償の問題と異なるのが、「ドイツの過去の清算と大きな関連の中で見られるべき補償である。ここでは、ドイツ連邦共和国は道徳的な責任から全力を尽くしてナチス政権の不法に対する金銭的な補償給付をすることを試みてきた」(同上、同頁)のである。

(10) 広渡清吾「戦後補償の法理論的問題——ドイツを素材に考える」法と民主主義三〇〇号(一九九五年七月・八月号)四—五頁。

(11) アメリカ占領地域で行われた補償制度に始まる連邦補償法の立法経緯については省略する。また、もう一つ重要な法律に、同様の迫害理由により剝奪された財産の返還(またはそれに変わる金銭賠償、とくに連邦による補償)を定めた一九五七年の「連邦返還法」があるが、ここでは省略する。

(12) 国立国会図書館調査立法考査局『外国の立法』三四卷三・四合併号、前掲、一一頁。

(13) 教授の論文は多数あるが、ここでは「ドイツの戦後補償——日本の模範か?」世界一九九一年一月号二九六頁以下、および「ドイツの戦後補償に学ぶ」(連載一三回)法学セミナー四五五号(一九九二年一月号)——四六八号(一九九三年一月二月号)をあげておく。

(14) 「この」でのテーマとの関連であげておきたいのが『賠償』と『補償』の違いである。日本ではともすれば両者を区別する

ことなく使い勝ちであるが、ドイツ語の概念としては独語辞典に明白な違いが記されている。つまり『賠償（ドイツ語で Reparationen、英語でも reparations）』とは、『敗戦国に課せられた、敵国の戦時損害を補償するものとしての金銭、物品、労働の提供』を意味する。……また、戦争（軍隊による戦闘行為）に関連する「戦勝国の」損害に対して敗戦国に課せられたこの賠償は、国から国に渡されるものであることも確認しておきたい。

これに対して『補償 (Wiedergutmachung、または Entschädigung、英語では compensation) ……』は、政治的、経済的側面の強い『賠償』とは異なり、勝敗よりも罪の償い、贖いといった道徳的な側面を含む概念である。特に Wiedergutmachung（文字通り訳せば、『再びよくする』こと）は、辞書によれば、『損害、過ちなどを償うこと、埋め合わせること、贖い、弁償、罪滅ぼし』といった意味を持ち、Entschädigung は『損失、損害を埋め合わせることに、補償』とある。……そして『補償』は、国によるものであれ、企業によるものであれ、基本的には個人を対象に行なわれることも、『賠償』との相違点である。（佐藤健生「ドイツの戦後補償——日本の模範か？」世界一九九一年一月号二九七頁。なお、ベンジャミン・B・フェレンツ著、住岡良明・凱風社編集部共訳『奴隷以下——ドイツ企業の戦後責任』凱風社、一九九三年、四二四頁以下に所収の解説・佐藤健生「ドイツの戦後補償立法とその実行について」四二六—四二八頁にも同じ説明がある。）

(15) 萩野芳夫「日本の戦後補償問題に思う」有斐閣『書齋の窓』四四〇号（一九九四年二月号）二二—二三頁。

(16) 自由と正義四四卷九号（一九九三年九月）一〇九頁。

(17) 広渡清吾「戦後補償の法理論的問題——ドイツを素材に考える」前掲、七頁。

(18) 同上、六一—七頁。

(19) ドイツが隣国との和解に成功した理由について、とかくドイツ自身の過去の克服の努力だけが強調される傾向があるが、実はジャン・モノ、ロベール・シューマンらを中心とするヨーロッパ統合論者のECS C結成の運動に助けられたことを忘れてはならない（以後、統合はEEC、EC、EUと継続・発展して行く）。そして、さらに、ソ連の脅威に対してドイツを自己の陣営の有力なパートナーとするための西側陣営の政策（賠償放棄とNATO加盟）が大きくドイツを包んだ。他面、ドイツは、欧米で強大な政治的発言力と影響力をもつユダヤ人組織とイスラエルによって、ナチスの人種的迫害に対する執拗な批判・攻撃にさらされた。このような国際政治の枠組みと力学の中で、ドイツはドイツ国家の「違法な戦争行為」では

なく、「ナチスの犯罪」に対する徹底的な克服(犯罪者の処罰と被害者の救済)を行うことによって、隣国との和解をかつとる道を選んだのである。

ドイツの場合、恐らく最も困難な和解は、ポーランドとのそれであったであろう。ポーランドは、第二次大戦開始真っ先に独ソ両国によって侵略され、ドイツ占領下で多くの残虐行為に苦しめられたが、戦後は東側に組み込まれた共産主義国家であり、またソ連がポーランドの東部を取得した替わりにドイツはオーデル・ナイセ東をポーランドに割譲させられ、その放棄した領土からの引き揚げ者はポーランド人によってひどい復讐を受けた。ドイツの方にも言いたいことはある。それだけに、木佐芳男氏によると、冷戦のさなかの一九七〇年ブラント首相がワルシャワの「ゲットー英雄記念碑」にひざまずいて無言で祈りを捧げたのは、世界が受けとったのは違つてポーランド人の苦難に対してというより、ポーランドにいたユダヤ人の悲劇に向けられたものであり、一九九四年八月一日ワルシャワ蜂起五〇周年記念日に、ヘルツォーク大統領が「ワルシャワ蜂起記念碑」前で「ドイツ人がすべてのポーランド人戦争犠牲者にしたすべての行為について許しを請う」と演説したときに、初めてドイツ国家の公式代表がポーランド国民に戦争について謝罪した(半世紀かかった)という見方がポーランドにもドイツにもあるというが(木佐芳男『戦争責任』とは何か——清算されなかつたドイツの過去——)中公新書、二〇〇一年、一四五—一六七、二二五—二三〇頁)、あるいはそういう見方も実際あり得るかもしれない。

日本の旧敵国との和解に目を転ずれば、アメリカとは歴史上例のない奇跡的和解に成功したが(ジョン・ダワー著、三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳『敗北を抱きしめて——第二次大戦後の日本人——』上・下、岩波書店、二〇〇一年、参照)、不幸にしてアジアの隣国とはいまだ真の和解に成功していない。その理由の多くはこれから本稿で見るとわが国に責任があるが、日本を取り巻く国際政治の構造にも一因があることは、認識しておかなければならない。サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約の締結は、単に占領の終了と独立を意味するのではなく、同時に日本が西側自由主義陣営の一員になる道を選択することを意味したが、そのことは当時日本国民が考えた以上に経済的、政治的、軍事的に、そしてさらには精神、文化、思想、情緒の分野においてまで、決定的にアメリカとその陣営にコミットすることを意味した。そうしてこのことは、戦争で最大の被害を与えかつアジアで最大の大国である中国(中華人民共和国)との和解を、当然ながら困難なものとした。中華人民共和国は毛沢東主義の共産主義国家である。日本は平和条約の相手として国民党政府を選び(あるいは

選ばされ)、中国大陸とは一九七二年の共同声明まで国交がなく、その後も少なくとも冷戦崩壊までソ連とともに日米安保条約の仮想敵国であった。日本国民は心情的には中華人民共和国を敵視するところか、むしろ一種の親近感をもっていたが(少なくとも文化大革命が始まるまでは)、国際政治の上では相互に潜在的敵国であった。

また、最も近い隣国の朝鮮は南北に分裂して、北は独特の共産主義国家となった。韓国は日本と同じ西側陣営に属し米国の同盟国であるが、しかし他の諸国と違って一時的な交戦国ではなく、日本が併合して植民地とした国である。誇り高い韓国人にとって、三六年間の植民地支配は容易に宥すことのできない民族的屈辱である。しかるに、日本人の方はこのような韓国人の心情に余りにも無理解であった。そして、韓国では、北朝鮮と分裂・対立している事情もあって、戦後長い間軍事独裁政権がつづいた。

それから、戦後独立した東南アジア諸国の多くは、開発独裁国家であった。そして、多かれ少なかれ、その政府は腐敗していた。

(20) ヘルムート・シュミット「従軍慰安婦問題解決は象徴的な和解をもたらす(インタビュー、聞き手・長崎和夫毎日新聞論説委員)」エコノミスト、一九九五年五月一六日号、四五頁。

(21) 「近隣のアジア諸国との間の近現代史の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」

(22) 一九八二年の教科書問題、そして戦後政治の総決算を唱える中曽根康弘首相の一九八五年の靖国神社公式参拝等に見られる日本の復古的ナショナリズムは、アジア諸国にわれわれの想像以上に大きなリアクションをひき起こした。それは本文で述べた抗議のほかに、次ぎのような記念館の建設である。「日本の教科書問題は、アジアに予想外の反響をもたらした。中国では前述の『南京大虐殺記念館』(靖国公式参拝の日にオープン)が、韓国には大規模な『独立記念館』(天安)が生まれ、北京郊外の盧溝橋にも『中国人民抗日戦争記念館』が開館した(ともに一九八七年)。独立記念館のリーフレットには、いみじくも『記念館の建設は、日本の教科書における韓国歴史の歪曲によって刺激された』と明記されている。また、シンガポール政府が『日本占領下のシンガポール』展を開き、記録冊子を出版したのは一九八五年二月のことである。」(田中宏「日本の戦後責任とアジア——戦後補償と歴史認識——」『岩波講座近代日本と植民地』8、アジアの冷戦と脱植民地』一九九三年、二〇九頁。)

(23)

実は、村山政権は発足後早くより、翌年の戦後五十周年に向けて対外的な戦後処理問題に積極的に取り組む姿勢を見せ、一九九四年八月三十一日に「戦後五十周年に向けた村山首相の談話」を発表して、とくにアジアの近隣諸国の人々にわが国の侵略行為と植民地支配によって苦痛を与えたことを反省し、これから取り組む戦後処理問題の対応をまとめていくので、以下に全文引用しておく。

「来年は、戦後五十周年に当たる。私は、この年を控えて先に韓国を訪問し、またこの度東南アジア諸国を歴訪した。これを機に、この重要な節目の年を真に意義あるものとするため、現在、政府がどのような対外的な取り組みを進めているかについて基本的考え方を述べたい。

一、わが国が過去の一時期に行った行為は、国民に多くの犠牲をもたらしたばかりでなく、アジアの近隣諸国などの人々に、いまなおいやしがたい傷痕を残している。私は、わが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省の気持ちに立って、不戦の決意の下、世界平和の創造に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき進路であると考えてる。

わが国は、アジアの近隣諸国などとの関係の歴史を直視しなければならぬ。日本国民と近隣諸国民が手を携えてアジア・太平洋の未来をひらくには、お互いの痛みを克服して構築される相互理解と相互信頼という不動の土台が不可欠だ。

戦後五十周年という節目の年を明年に控え、このような認識を揺るぎなきものとして、平和への努力を倍加する必要があると思う。

二、このような観点から、私は戦後五十周年に当たる来年より、次の二本柱から成る「平和友好交流計画」を発足させた。

第一は、過去の歴史を直視するため、歴史図書・資料の収集、研究者に対する支援などを行う歴史研究支援事業だ。

第二は、知的交流や青少年交流などを通じて各界各層における対話と相互理解を促進する交流事業だ。

その他、本計画の趣旨にかんがみ適当と思われる事業についてもこれを対象としたい。

また、この計画の中で、かねてからその必要性が指摘されているアジア歴史資料センターの設立についても検討していきたい。

なお、本計画の対象地域は、わが国による過去の行為が人々に今なお大きな傷痕を残しているアジアの近隣諸国などを中心に、その他、本計画の趣旨にかんがみふさわしい地域を含めるものとする。

この計画の下で、今後十年間で一千億円相当の事業を新たに展開していき、具体的な事業については、来年度から実施できるよう、現在、政府部内で準備中だ。

三、いわゆる従軍慰安婦問題は、女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、私はこの機会に、あらためて心からの深い反省とおわびの気持ちを申し上げたい。

わが国としては、このような問題も含め、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、関係諸国などとの相互理解の一層の増進に務めることが、わが国のおわびと反省の気持ちを表すことになると考えており、本計画は、このような気持ちを踏まえたものだ。

なお、以上の政府の計画とあいまって、この気持ちを国民の皆さまにも分かち合ってもらうため、幅広い国民参加の道をもとに探求していきたい。

四、また、政府は、女性の地位向上や女性の福祉などの分野での国際協力の重要性を深く認識する。

私は、かねてから、女性の人權問題や福祉問題に強い関心を抱いている。来年、北京で女性の地位向上について検討し、二十一世紀に向けての新たな行動の指針作りを目指した「第四回世界婦人会議」が開催される。このようなことをも踏まえ、政府は今後、特にアジアの近隣諸国などに対し、例えば、女性の職業訓練のためのセンター等女性の地位向上や女性の福祉等の分野での経済協力を一層重視し、実施していく。

五、さらに政府は「平和友好交流計画」を基本に据えつつ、次のような問題にも誠意を持って対応していく。

その一つは、在サハリン「韓国人」永住帰国問題だ。これは人道上の観点からも放置できないものとなっており、韓国、ロシア両政府と十分協議の上、速やかにわが国の支援策を決定し逐次実施していく。

もう一つは、台湾住民に対する未払い給与や軍事郵便貯金など長い間未解決だったいわゆる確定債務問題だ。債権者の高齢化が著しく進んでいることなどもあり、この際、早急にわが国の確定債務の支払いを履行すべく、政府は解決を図りたい。

六、戦後も、はや半世紀、戦争を体験しない世代の人々がはるかに多数を占める時代となった。しかし、二度と戦争の惨



禍を繰り返さないためには、戦争を忘れないことが大切だ。平和で豊かな今日においてこそ、過去の過ちから目をそむけることなく、次の世代に戦争の悲惨さと、そこに幾多の尊い犠牲があったことを語り継ぎ、常に恒久平和に向けて努力していかなければならない。それは、政治や行政が国民一人一人とともに自らに課すべき責務だと、私は信じている。」(産経新聞 一九九四年九月一日朝刊)

そして、自民党単独政権ではかどらなかつた戦後処理問題について、村山政権はそれから一年、元従軍慰安婦への償いのための基金設立、被爆者援護法の制定など、それなりに前向きに取り組んだ。日本政府に補償を求めた在サハリン韓国人らの訴訟では、七月一四日原告らが訴訟を取り下げた。日本政府が支援に乗り出したことを評価しての対応だった。半面、連立政権という性格から、社会党の固有の主張である「国家補償」は後退し、批判を浴びもした。(朝日新聞一九九五年八月一六日朝刊)

翌一九九六年一月、村山首相が退陣して、橋本竜太郎内閣(自民・社民・さきがけ連立)が成立した。同年三月、連立与党の「戦後五〇年問題プロジェクトチーム」は、一二項目(下記)にわたる具体的成果をまとめたが、その際自民党側はもう節目の年は終わったとしてチームの解散を主張し、社民(社会党改名)、さきがけは強制連行や旧植民地出身の軍人・軍属の補償問題など未解決の問題が残っていると反対した。その後チームは休眠状態に陥り、戦後処理の取り組みは失速・停滞している。(朝日新聞一九九六年八月一四日朝刊)

◆与党「戦後五〇年問題プロジェクトチーム」が成果としてあげた一二項目  
△被爆者援護法の成立▽

一九九四年一二月に成立。被爆者の遺族への特別葬祭給付金などが盛り込まれたが、「国家補償」は明記されず。

△元従軍慰安婦を対象とした「女性のためのアジア平和国民基金」の発足▽

民間募金から償い金(二〇〇万円)を支給。政府が一〇年間で七億円の規模の医療や福祉支援も行う。

△旧日赤の看護婦らへの慰労金▽

旧日赤や陸海軍の従軍看護婦への慰労金を、毎年、物価スライドで改定していくことで合意。

△中国に遺棄した化学兵器の処理▽ 外務省と防衛庁を中心にこれまで6回の現地調査を実施。九八年の処理開始を目指す。

△沖縄のマラリア被害者への対応▽

戦時中、強制疎開先の沖縄・八重山地区でマラリアに倒れた人の慰霊碑建立や慰霊祭などを今年度中に実施。

△戦後五〇年の国会決議▽

九五年六月の衆院本会議で「アジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する」と決議。参院では採択が見送られた。

△平和友好交流計画▽

九五年度から一〇年間で一〇〇〇億円を拠出。昨年度は外国人留学生約五六〇〇人に奨学金を支給。各国と歴史研究を行う学者に助成金も出す。

△サハリン残留韓国人の支援▽

帰国者用のアパートや療養施設建設費として九四年度に三三億円を支出。韓国政府が提供する土地を決定、年内に着工を予定している。

△台湾確定債務の支払い▽

未払い給付や軍事郵便貯金などの債務を当時の一律一二〇倍で計算、昨年一〇月から返却を開始。四四七万件のうち今年五月末までに約三万件が解決。

△戦没者遺児による慰霊友好親善事業の拡充▽

戦没者の遺児と、日本の主要戦域の戦争被害者との交流事業で、予算を増額した。

△アジア国際こども図書館の設立▽

国立国会図書館が今年五月に基本計画を策定。同図書館支部の上野図書館に「児童書センター」を設置、子供向けの情報を発信する。

△漁業権者に対する措置など、北方領土における諸問題の調査着手▽

状況の把握、対策の現状などに関する調査費五〇〇万円を今年度予算に盛り込んだ。(朝日新聞、同上)

(23 a) 小泉首相は靖国参拝問題と教科書問題で悪化した中国・韓国との関係改善を模索していたが、二〇〇一年九月二一日の

米国中枢同時多発テロ後、一〇月二〇日に始まるアジア太平洋経済協力会議の首脳会合を前にして、ようやく訪中・訪韓が実現した。すなわち、一〇月八日、北京郊外の盧溝橋と抗日戦争記念館を訪問して、「侵略によって犠牲になった中国の人々に対し、心からのおわびと哀悼の気持ちを持って展示を見た。二度と戦争を起こしてはならない」と語ったあと、江沢民国家主席と会談した際もその旨を伝えた(朝日新聞二〇〇一年一〇月九日朝刊)。ついで一〇月一五日韓国を訪問し、植民地時代に独立運動家らが投獄された刑務所跡地にある西大門独立公園を訪れ、「日本の植民地支配によって韓国の国民に対して多大な損害と苦痛を与えたことに対し、心からの反省とおわびの気持ちをもって、展示や拷問の跡を見た。苦痛と犠牲を強いられた方々の無念の気持ちを忘れてはいけない」と語ったあと、金大中大統領と会談した(朝日新聞二〇〇一年一〇月一五日々刊)。

(24) 内海愛子・越田綾・田中宏・飛田雄一監修『ハンドブック戦後補償(増補版)』(梨の木舎、一九九四年)は、支援グループのメンバーによって各訴訟(ほとんど網羅的)の経緯・問題点等が執筆され、かつ運動体に関する情報も掲載したユニークな本である。

(25) 内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』(勁草書房、一九八二年)、同・村井吉敬『赤道下の朝鮮人叛乱』(勁草書房、一九八七年)、同・G・マコーマック・H・ネルソン編著『泰緬鉄道と日本の戦争責任——捕虜とロームシャと朝鮮人と』(明石書店、一九九四年)、ネル・ファン・デ・グラーフ著、同・渡瀬勝訳『ジャワで抑留されたオランダ人女性の記録』(梨の木舎、一九九六年)、同・H・L・B・マヒュー・M・ファン・ヌフェレン『ジャワ・オランダ人少年抑留所』(梨の木舎、一九九七年)、同・永井均『東京裁判資料——俘虜情報局関係文書』(現代史料出版、一九九九年)など。

(26) 大沼保昭『サハリン棄民——戦後責任の点景』(中公新書、一九九二年)、同『単一民族社会の神話を超えて——在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制』(新版)(東進堂、一九九三年)、同『東京裁判から戦後責任の思想へ』(第四版)(東進堂、一九九七年)、同・下村満子・和田春樹編『慰安婦』問題とアジア女性基金』(東進堂、一九九八年)など。

(27) 田中宏・内海愛子・石飛仁編『資料中国人強制連行』(明石書店、一九八七年)、同・内海愛子・新美隆『中国人強制連行の記録』(明石書店、一九九〇年)、同『虚妄の国際国家・日本——アジアの視点から』(風媒社、一九九〇年)、同『日本の戦後補償と歴史認識』(粟屋憲太郎他著『戦争責任・戦後責任——日本とドイツはどう違うか』朝日選書、一九九四年、所

収)、同『在日外国人——法の壁、心の壁——』(新版)(岩波新書、一九九五年)、同・松沢哲成編『中国人強制連行資料——「外務省報告書」全五分冊ほか』(現代書館、一九九五年)など。

(28) 吉見義明(編集・解説)『従軍慰安婦資料集』(大月書店、一九九二年)、同『従軍慰安婦』(岩波新書、一九九五年)、同・林博史編著『共同研究日本軍慰安婦』(大月書店、一九九五年)など。

(29) その成果が、戦後補償国際フォーラム実行委員会編『戦後補償を考える』(東方出版、一九九二年)、同『戦後補償 実現のために』(梨の木舎、一九九四年)、同『もう待てない 今こそ戦後補償を!』(凱風社、一九九五年)として刊行されている。

(30) このセミナーの記録が、日本弁護士連合会編『世界に問われる日本の戦後処理②戦争と人権、その法的検討』(東方出版、一九九三年)として刊行されている。

(31) このシンポジウムの基調報告書レジュメ「日本の戦後補償——戦争における人権侵害の回復を求めて——」が、自由と正義四四巻九号(一九九三年九月)一〇五頁以下に収録されており、翌年には大部な日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』(明石書店、一九九四年)が刊行されている。

(32) 小野寺利孝「戦後補償裁判闘争の課題と展望——中国人戦争被害賠償請求事件を中心に」法と民主主義三二八号(一九九八年五月号)一一一—一四頁。

(33) ちなみに、東アジア諸国のなかで、中国、ミャンマー、インドネシア、ラオス、マレーシア、シンガポールは国際人権規約の未加入国であるが(ただし、中国は一九九八年に署名し、A規約のみ二〇〇一年三月批准)、フィリピン、タイ、カンボディア、日本、ヴェトナム、韓国、北朝鮮は加入国で、このうちフィリピンと韓国はB規約の選択議定書の当事国でもある。また女子差別撤廃条約については、北朝鮮を除く他のすべての国が加入している。

(34) 戸塚悦郎『日本が知らない戦争責任——国連の人権活動と日本軍「慰安婦」問題』(現代人文社、1999年)、VAWW-NET Japan 編訳『戦時性暴力をどう裁くか——国連マクドゥーガル報告全訳』(凱風社、一九九八年、なお増補新装二〇〇〇年版あり)参照。

## 二 政府「外交保護権のみ放棄論」を転換

(一) 本論に入る前に、日本政府の「外交保護権のみ放棄論」についても一度整理し、かつ、最近政府がこの理論に対して微妙な言いまわしながら一定の転換を企図し、個人の請求権自体も放棄されたとする米連邦地裁の二〇〇〇年九月二一日の判決と実質上同一の効果が生じることが狙っているとみられる動きがあるので、それについて考察しておくことにする。

従来日本国民の戦後補償を求める訴訟において、国が一貫して主張した「外交保護権のみ放棄論」について、論理的に比較的詳しく陳述しているものとして次ぎの二つをあげることができよう。

早い時期のものとして、平和条約請求権放棄賠償請求訴訟第二審(東京高裁昭和三四年四月八日判決)において、被控訴人国は次ぎのように主張した。

「右条項(山手注——サンフランシスコ平和条約第十九条(a)項)によって放棄された請求権は日本国が国際法上外国に対して有する前示いわゆる外交保護権に関するものであり、被害者たる日本国民個人が本国政府を通じないで、これとは独立して直接に賠償を求める国際法上の請求権或は私法上(国内法上)の損害賠償請求権の如きはこれを含まないと解すべきである。即ち後者の権利は本来国家のもつ権利でないから、国家が外国との条約によってどんな約束をしようとそれによって直接に個人がこの権利を失う結果を生ずるものでない。尤も日本国がその国民の連合国及びその国民に対して個人的請求権を行使することを禁止するため必要な立法的及び行政的措置をとることを連合国に対して約束することは、理論上可能なことであるが、対日平和条約は請求権の放棄条項を規定するに止まり、イタリヤその他五カ国の平和条約に規定せられているような請求権の消滅条項と共に補償条項を何等規定して

いないのであるから、右平和条約第一九条により個人の請求権が消滅したものと論断することは困難であり、また個人の請求権行使を禁止する約束をしたものとも解することはできない。<sup>(1)</sup>」  
有名な原爆訴訟（東京地裁昭和三八年二月七日判決）では、被告国は以下のように主張している。

#### 「五 対日平和条約による請求権の放棄

対日平和条約第一九条（a）の規定によって、日本国はその国民個人の米国及びトルーマンに対する損害賠償請求権を放棄したことはない。

（一） 国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利を国家が外国との合意によって放棄できることは疑ないが、個人がその本国政府を通じないでこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利とは異なるから、国家が外国との条約によってどういう約束をしようと、それによって直接これに影響は及ばない。

（二） 従って対日平和条約第一九条（a）にいう「日本国民の権利」は、国民自身の請求権を基礎とする日本国の賠償請求権、すなわちいわゆる外交的保護権のみを指すものと解すべきである。日本はその国民が連合国及び連合国民に対し請求権を行使することを禁止するために、必要な立法的、行政的措置をとることを相手国との間で約束することは可能である。しかし、イタリアほか五カ国との平和条約に規定されているような請求権の消滅条項及びこれに対する補償条項は、対日平和条約には規定されていないから、このような個人の請求権まで放棄したものとはいえない。仮にこれを含む趣旨であると解されるとしても、それは放棄できないものを放棄したと記載しているにとどまり、国民自身の請求権はこれによって消滅しない。従って、仮に原告等に請求権があるものとするれば、対日平和条約により放棄されたものではないから、何ら原告等が権利を侵害されたことにはならない。<sup>(2)</sup>」

国は、こうしてえらくはつきりと、「国民の損害賠償請求権の如き」権利は本来国家のもつ権利でないから、国家が外国との条約によってどんな約束をしようとそれによって直接に個人がこの権利を失う結果を生ずるものではない」、「……このような個人の請求権まで放棄したものはいえない。仮にこれを含む趣旨であると解されるとしても、それは放棄できないものを放棄したと記載しているにとどまり、国民自身の請求権はこれによって消滅しない」と主張しているが、実は一九四九年（昭和二四年）四月一四日外務大臣吉田茂、日本関係米国政治顧問ウィリアム・J・シーボルトおよび認証者として連合国最高司令官米国陸軍元帥ダグラス・マックアーサーによって署名された「阿波丸請求権の処理のための日本国政府及び米国政府間の協定」では、次のように明確に請求権を「日本国政府自身及び一切の關係日本国民のために、すべて放棄」し、「これらの請求権は、何人が利害関係者であっても、今後消滅するものとする」ことを、米国と合意したことを忘れたのであろうか。それとも、国家としてできないことを「する」と書いただけで、この協定は無効だともいえるのであろうか。

「第一條 日本國政府は、ダグラス・マックアーサー元帥の下に日本占領が開始されて以來進展した公正な事態を考慮し、且つ、降伏後の期間において米國政府から受けた物資及び役務による直接及び間接の援助を多として、阿波丸の撃沈から生じた米國政府又は米國民に対するいかなる種類の請求権をも、日本國政府自身及び一切の關係日本國民のために、すべて放棄する。

第二條 第一條の規定は、同條に掲げられた種類のすべての請求権を、完全且つ最終的に、打ち切るものである。これら請求権は、何人が請求権者であっても、今後消滅するものとする。

第三條 日本國政府は、この事件の特殊性にかんがみ、この災難で死亡した者の家族及び前記の船舶の所有者に対し、見舞金の支給による適当な待遇を與えるため努力するものとする。

第四条 米國政府は、阿波丸の撃沈につき深甚な遺憾の意を表し、且つ、この災難で死亡した者の家族に対し同情を表する。<sup>(2a)</sup> (傍点山手)

また、本来なら、条約は締約国間の合意であるから、本当に個人請求権の放棄が平和条約の締結の際にそのように合意されたのであれば、政府は法廷にそのことを示す合意議事録等の証拠を提出すべきであるが、政府の解釈として一方的に主張するのみで、合意の証拠など提出しようとはしなかった——それはどこにもないのであるから——。後述するオランダとの秘密の交換公文は、逆にオランダ以外の締約国とはそのような合意がなかったことを意味するから、今まで法廷に出されることはなかった。

そして、このようにまことにはつきりと述べてきた以上、今度は日本国民からではなく外国人から補償を請求されたからといって、今さら前言を翻すわけにはいかない。それが、平成三年八月二七日の参議院予算委員会における上述の柳井条約局長の答弁である。それに、とくに日韓請求権協定の場合、後に見るように交渉中から政府は日本国民の在韓財産の放棄に対する国民の補償要求を如何に回避するかに腐心した。あるいは、局長の発言には、従来の訴訟における国の主張との整合性の他に、この点に対する配慮も含まれていたかもしれない。

(2) ところが、すでに紹介したように、二〇〇〇年九月二一日、サンフランシスコのカリフォルニア北部地区米連邦地裁は、第二次大戦中に強制労働に従事させられた連合国の元捕虜たちが日本企業に賠償を求めた一連の訴訟を、連合国民の日本及び日本国民に対する請求権は平和条約第一四条(b)によって放棄されているとして却下した<sup>(3)</sup>。しかも、この裁判で、駐米日本大使館(柳井俊二大使)は、二〇〇〇年八月八日、米國政府(國務省)に、「日本政府は、第二次世界大戦中の日本国およびその国民の行動から生じた米國およびその国民(捕虜を含む)の日本国およびその国民に対する請求権は、平和条約によって解決されたとする米國政府の見解と完全に同意見である」(傍点山手)



と述べた外交覚書を手渡した。さらに、覚書は「第二次世界大戦中に日本国民がとった行動に対して米国内裁判所でさらなる補償を求めようとする最近の動きは、平和条約の文言と精神に反し、必然的にわれわれ両国間の双務的 (bilateral) 関係を傷つけるものである」(傍点山手) と述べている。<sup>(4)</sup> こうして政府は、国内と国外とで完全に理論を使い分けるかたちになった。

ところがさらに、今年(二〇〇一年)の二月二十七日、オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件<sup>(5)</sup>の控訴審で、被控訴人たる国は、同日付準備書面第三「サンフランシスコ平和条約一四条及び一九条(a)について」において、突如予備的主張として次ぎのような主張を行った。

「このような条約締結当時の経過からすれば、平和条約一四条(b)にいう『請求権の放棄』とは、日本国及び日本国民が連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものととして、これを拒絶することができ旨が定められたものと解すべきである。」(被控訴人準備書面一八頁)<sup>(6)</sup>

この主張は従来<sup>(7)</sup>の国の主張と異なると感じた控訴人らが、同年四月五日付「求釈明」を行ったところ、被控訴人国は同年四月二〇日付「釈明」において、「従来<sup>(7)</sup>の立場を変更するものではない」と釈明した(同「釈明」三頁、第二「外交保護権」の放棄との関係に関する求釈明について)とのことである。<sup>(7)</sup>

しかし、「従来<sup>(7)</sup>の立場を変更するものではない」とは一体どういうことなのか。二月二十七日付の国の準備書面での主張は、これを素直に読めば、連合国民の「請求権の放棄」はその請求に応ずべき日本国及び日本国民の義務を消滅させる(従って請求は拒絶され得る)というのであるから、義務に対応する権利即ち請求権が放棄されて消滅したことを認めたもののように理解される。しかし、もしそうであれば、国は従来<sup>(7)</sup>の「外交保護権のみ放棄論」を放棄して、平和条約によって放棄されたのは外交保護権のみではなく、連合国民または日本国民の請求権自体も放棄されたとい

う解釈に、「従来の立場を変更した」ことを意味する。

それとも、「国民の請求権も放棄されて消滅している」と率直にいわないで、例によって如何にも持つて回った言い方をしているのは、二月二七日付準備書面の「平和条約を根拠に相手国国民の請求を拒絶し得る」という新たな主張は、従来の「外交保護権のみ放棄されて、個人の請求権は消滅していない」という立場を変更しないままで主張しうる、という積もりなのだろうか。

果たして、今年三月二二日の参議院外交防衛委員会における海老原紳条約局長の答弁は、まさしくその主張を展開するものであった。

「○田英夫君 ……さる三月六日の東京高等裁判所におけるオランダ人元捕虜、それから民間抑留者の賠償請求訴訟で、政府といえますか国が被控訴人ですが、国が国側の主張として、サンフランシスコ平和条約によって連合国民の請求権は消滅しているので、請求は棄却されるべきだという見解を述べております。

ところが、この見解は、従来のサンフランシスコ平和条約の：一四条（b）と一九条（a）にかかわる問題で見ますと、従来は、例えば原爆訴訟……原爆を落としたアメリカに対して賠償を求めたい、こう思ったけれども、サンフランシスコ平和条約でその権利がなくなってしまうから日本政府を訴える、こういう訴訟なわけですね。

そこで、日本政府が主張していたのは、このサンフランシスコ条約で放棄した日本国民の権利というのは、いわゆる外交保護権……のみを指すのであって、個々の個人の請求権まで放棄したものとは言えない、こういう主張をしていました。

また、シベリア抑留者の補償訴訟……これについても同じような態度をとっているんですね。

そうすると、今回のこの東京高裁におけるオランダ人元捕虜に対する見解というのは従来の政府「見解」と異なっていると思わざるを得ない。これは新見解というふうにかけていいんですか。

○政府参考人(海老原紳君) お答え致します。

今、先生御指摘のように、今般、オランダ人元捕虜損害賠償請求訴訟におきまして政府は準備書面を提出いたしております。そこでどのような主張を行ったかということにつきまして、若干経緯も含めて御説明させていただきます。

一九五一年のサンフランシスコ平和会議の際のオランダ代表と日本代表との交渉におきまして、我が国はオランダ政府に対しまして、条約の結果、国民は請求権を日本政府または日本国民に対して追及して行くことはできなくなるとの解釈を提示いたしました。これに対しましてオランダ代表の意見がありまして、それを踏まえまして、最終的には、日本国政府が自発的に処理することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権が残るにしても、平和条約上の効果といたしましては、かかる請求権につき満足を得ることはできないとの解釈で決着いたしました。

このような経緯からも明らかのように、我が国政府といたしましては、従来から平和条約の規定により連合国民の請求権は救済されないという立場をとってきております。

今回の準備書面におきまして、我が国においては、平和条約一四条(b)によつて『これらの請求権ないし債権に基づく請求に必ずべき法律上の義務が消滅したものとされたのであり、その結果、救済が拒否されることになる。』と述べておりますのは、改めてこの趣旨を明らかにしたわけでございます。

そこで、今、田先生から御指摘がありました、今回準備書面において明らかにした立場と、従来から国会等の

場におきまして政府が、我が国が平和条約において放棄したものは国家自身の請求権を除けばいわゆる外交的保護権であつて、平和条約により個人の請求権が消滅させられてはいないというふうに説明してまいっておるわけでございます。これとの関係でございますが、これは全く矛盾をしないというふうに考えております。

そこで、その矛盾しないという理由でございますけれども、そもそも外交的保護権とは、……（ここで外交保護権について最も基本的かつオーソドックスな説明あり）……、当該外国に対しまして自国民に対して適切な救済が与えられることを要求できるわけでございます。

しかしながら、平和条約におきまして、日本国として自国民の連合国および連合国民に対する請求権にかかわる外交的保護権を放棄したということになっておりまして、その意味するところは、連合国において、連合国およびその国民に対する日本国民の請求権が当該連合国によって否認されても、当該連合国の国際法上の責任を追究することは平和条約の締結によつてもはやできなくなつたということでございます。このことは従来より申し上げております。

このように、従来からの日本国政府の国会等における説明は、平和条約の締結によりまして、さきの大戦にかかわる日本と連合国の請求権の問題は、それぞれの国民がとつた行動から生じた個人の請求権にかかわる問題を含めまして、すべて解決済みであるということを一般国際法上の概念である外交的保護権の観点から述べたことであるというふうに考えております。

○田英夫君 ……国内で、シベリア抑留者あるいは原爆被爆者の問題については国民の権利は消えていませんよと言つて、…今度はオランダ人の捕虜などの対しては全く消滅していますよと言つことは、やはり明らかに私はトーンが違ふと思ふんですが。

……こういうふうな解釈を改めてはつきりさせたのは、アメリカで最近続発している戦争中の日本の企業によるアメリカ人の強制労働……についての訴訟が特に多く出てきている。この問題に対する日米間の話し合いをした結果、アメリカ政府と日本の政府の見解を一致させるという必要が生じて、むしろこういう新解釈をこの東京高裁の場で初めて出してきたんじゃないかというふうに思われるんですけれども、この点はどうですか。

○政府参考人(海老原紳君) 先ほど申し上げましたように、今回、我が方が主張しました点に關しまして消滅したということを述べておられますのは、個人の請求権そのものが消滅したというふうな言い方はしておられないわけでございます。一四條(b)項によりましてこれらの請求権、債権に基づく請求に必ず法律上の義務が消滅し、その結果救済が拒否されるということをお述べしておるわけでございます。

また、アメリカとの關係におきましては、確かにカリフォルニア州等でそういう訴訟は生じておりますけれども、このサンフランシスコ平和条約につきまして言えば、従来から日米の解釈は一致しているということでございます。今、今回、特にそのような訴訟を背景に解釈を変えた、あるいは見方を合わせたということではございません。

○田英夫君 ……(かさねて従来の見解と新解釈との違いを追求) ……

○政府参考人(海老原紳君) 繰り返しになって恐縮でございますけれども、先ほど申し上げましたように我々の考え方は一貫しておりまして、国民の持つております請求権そのものが消滅したというようなことではございませんけれども、サンフランシスコ平和条約の結果、国民はこのような請求権につき満足を得ることはできなくなる、すなわち権利はあるけれども救済はないという考え方で一貫してあります。(傍点山手)

結局、つまるところ条約局長の言っていることは、「外交保護権のみ放棄して個人の請求権は消滅していないけれ

ども、しかしこの請求権は平和条約の結果満足を得ることはできなくなる、すなわち救済なき権利にすぎない」ということになる。この主張は論理矛盾を含んでいる、つまり詭弁であると私は思うが、その点はさておき、それならそれで最初日本国民が補償を求めたときから、そう言ってくればよかった。救済されざる権利なら意味のある権利ではないから、そのようなものしか残っていないのなら、やはり憲法第二十九条による補償義務が国に生じるからである。日本国民の請求に対しては、請求権の存在を理由に国の補償義務をまぬかれようとし、今度は外国人の請求に対しては、はつきりとその請求権は拒絶され得る「救済なき権利」だという。

オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件控訴審における平成一三年六月二一日の控訴人の「準備書面」は、次のように批判——というより激怒——しているが、実際これは憤慨しない方がおかしい。

「被控訴人が本件予備的主張で主張し始めたことは、……外交保護権の放棄にとどまると言いながら、さらにこの条文を根拠に締結国は、相手国国民の請求を結局国内法上拒絶しうると、事実上従来の『外交保護権の放棄にとどまる』という主張を大きく転換させたものなのである。

戦後一貫して日本国民からの戦後補償請求を拒否しつづけてきた理論である『外交保護権のみ放棄論』を、本件において外国人からの戦後補償請求を受けるや控訴審の終結間際に突然手のひらを返すように翻す。これは、……(上に)……挙示した『原爆訴訟』、『シベリア抑留者訴訟』、『カナダ在外資産補償請求訴訟』及び『サンフランシスコ平和条約請求権放棄補償請求訴訟』の被害者日本国民に対する背信行為である。『外交保護権のみ放棄論』は、連合国との間でサンフランシスコ平和条約を締結し、自国民の請求権の処分についても国家として責任ある判断をしたという国家行為に対する責任感のなさに基いているが、この転換は、現在またその『外交保護権のみ放棄論』という被害者国民を欺瞞しつづけてきた主張を、外国人被害者から請求を受けるや何の弁明もなく転換するという

いつそう悪質な国家としての無責任ぶりを露呈させるものである。

……

また、この平和条約により結局のところ、締結国が相手国国民の請求を拒絶しうるのであるならば、要するに平和条約によりそれら国民の請求権は実現されなくなるのであり、『直接これに影響は及ばない』のではなく、そうであるなら、そのような効果をもたらす条約を締結した国家について、当然、自国補償の問題が提起されることになる。このことを放置しての無責任な恣の転換は許されない。(控訴人準備書面七頁)

(3) ところで、海老原条約局長の国会答弁にある日本代表とオランダ代表とのやりとりの経緯と内容は、これだけでは何のことか分からないであろう。以下、少し詳しくこの点を振り返ってみておきたい。

〔一〕 サンフランシスコ平和条約第一六条には、連合国の捕虜に対する補償にあてるため、日本が中立国および旧枢軸国にある日本資産を提供すべきことを定めている。すなわち、「日本国の捕虜であつた間に不当な苦難を被つた連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であつた国にある又は連合国のいずれかと戦争をしていた国にある日本国およびその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平であると決定する基礎において、捕虜であつたもの及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならぬ。……」

周知のごとく、この条文は一九五一年三月のアメリカ案(三月二三日の対日平和条約暫定草案)にはなかったが、対日平和条約担当國務省顧問J・F・ダレスが六月四日から一四日までロンドンで最終的な米英案の調整を行った際、英国の意向を入れて挿入されたものである。(9)

見通しとなったが、<sup>(10)</sup>オランダ政府にとってはそれだけでは十分でなかった。旧オランダ領東インド（インドネシア）を占領した日本軍は、約四万人のオランダ軍人を捕虜にただけでなく、約一万人の民間人も抑留したからである。これら民間人被抑留者は、抑留所職員・監視人による虐待、食糧不足、劣悪な居住・衛生環境に苦しめられ、多くの死者や廢疾者を出した。<sup>(11)</sup>

山田敏之氏によると、オランダ政府は当初捕虜とともに民間人被抑留者への支払いも第一六条に含めようと画策したが、日本の在外資産の総額から考えて民間人被抑留者への支払いまでは無理と考える英国とオーストラリアの反対にあい失敗した。しかし、オランダ国内では、「オランダ領東インド元捕虜・被抑留者・引揚者連盟」が政府に対し、アメリカ政府が自国民のアジアでの戦争被害者に支払った補償の基準と同一の積算法によって三五億ドルという巨額の補償を求めている（米国では一九四八年戦争請求権法〔War Claims Act of 1948〕により、民間人被抑留者については、一八歳以上は抑留一カ月につき六〇ドル、一七歳以下は一カ月につき二五ドルが支払われ、傷病・疾病・死亡の場合は週給三七・五ドルの公務員に準じ、捕虜については、ジュネーブ条約に則った質・量の食糧が与えられなかったとき一日につき一ドルが支払われた）。そこで、ステイツケル外相は、ハーグでの米国との個別交渉の際に、日本が民間人被抑留者に対したとえ形ばかりでも補償する道義的な義務があることを宣言しない限り、平和条約に署名しないと通告した。これに対し、ダレスはこれを認めると他の国からも同様の要求が出されることを懸念してオランダを執拗に説得したが、最後には折れて調印式の前に日本政府に書簡を出させることを約束した。<sup>(12)</sup>

同時に、オランダは、平和条約第一四条（b）項により署名国政府がその国民の請求権を放棄することになることは、オランダ憲法上疑義があり受け入れることができないとして、この請求権の放棄は私権を収用する効果はなく、オランダ国民は日本の裁判所に日本政府や日本国民を相手に訴えを提起することができるが、ただオランダ政府がこ



れを支持することができないという意味だとする解釈に対し、日本側の同意を求めた。<sup>(13)</sup>

吉田首相の回顧録は、この問題に関して以下のように簡潔に触れている。

「抑留オランダ市民に対する見舞金 次にこれは前記のスイスの補償要請と同じく、平和條約の義務に直接關するものではないが、日本軍が占領中に、一般市民に加えた虐待行爲に對する、オランダ政府からの補償要請があった。これは、しかし、スイスの場合と違って、平和條約の調印に絡んだ形で、私とオランダ外相ステイッケル氏との間で、公式に約束したものであった。私の在任中にはついに最終的解決に至らなかつたけれど、私にとってはいさゝか特別のかゝわり合いのあつたことなので、少しく記して置きたい。

後のインドネシア共和国、すなわち戦時中オランダ領東インドと呼ばれた地域では、日本軍の戦闘行爲は比較的少かつたのであるが、何分にも五年越しの長期占領で、その期間中、在住オランダ本國人約十一萬名を抑留したといふのであるから、いろいろ問題が残つたのは、當然であろう。オランダ側の主張によると、榮養失調等のための死亡者は約一萬八千名、寡婦または孤児となつて残されたもの約一萬一千名、また不具廢疾者となつたもの約一萬名といふ多數の被害者があつたといふ。

それについては、私が講和會議のためサンフランシスコに行つたとき、オランダ代表として參加した同國外務大臣のダーク・ステイッケル氏から、特別の補償について考慮するよう強い要請を受けた。講和會議の開かれるに先立つて、ダレス氏ら米國首腦の示唆に基いて、私が關係數カ國の代表部を訪問し、種々諒解工作に務めたことは既に述べた。私がオランダ代表と會見したのも、その一つの場合であつた。

ステイッケル氏の意向は、條約草案(第十四条6項)「山手注―6項はb項の誤植」においては、條約の規定する賠償の外は、連合國並びに連合國國民の一切の請求権を放棄することになつており、オランダ政府としては一應こ

れを了承するけれども、國民の現實に受けた莫大なる物心両面の損害に對しては、日本政府として、自發的に、且つ良識の問題として、適當な考慮を拂つてくれることはできないか、という意味であつた。そして、それに對するわが方の確答を、講和會議終了前に得たいということであつた。私は快くこれに同意し、改めて兩國で交渉の上、適當な補償を行うべき旨を回答しステイツケル代表もこれを諒としてくれた。<sup>(14)</sup>」

ここでは、この約束が日本の公的な約束であると吉田首相が認識していたことが明確に述べられているが、ステイツケル外務大臣と吉田総理との間の書簡の内容の詳細については触れられておらず、國民の請求權の放棄に関する解釈問題についての示唆はこの文章から得ることはできない。

その点、一九四七年から五年間条約局長として平和条約・旧日米安保条約締結交渉の日本側事務当局責任者を務め、平和會議には全權団隨員として出席された西村熊雄氏の『サンフランシスコ平和条約』（鹿島平和研究所編・日本外交史二七）は、条約第一四條（b）項の解釈問題に直接触れるやりとりを詳しく説明されていて参考になる。

「オランダ代表団から提起した問題は二つ。問題はダレス代表を通して通達され、わが方はダレス代表に意見を開陳した。問題の一は、条約第十四條（b）による連合国の「戦争遂行中に日本国及び國民がとつた行動から生じた連合國民の請求權」の放棄は國民の私權を消滅させるもの、すなわち、私權没収の効果をもつ「も」のではなく——オランダ憲法は私權の没収を禁止する——オランダ國民は日本法廷に日本政府または日本國民を訴追できるが、オランダ政府は条約上これを支持する根拠を持たないとの意味である、という解釈に同意を求めたもの。わが方は法的に承服できない旨を反論し、わが方としては問題の条項は「國民の私權を消滅させるもの、すなわち、私權没収の効果を持つものではなく、ただ条約の結果國民は請求權を日本政府または日本國民に對し追求して行くことができなくなるにとどまる」ということを書間で確認する用意があったとした。ダレス代表はわが主張を了承し、

その趣旨のノートを用意した。<sup>(注)</sup>

(注) ダレス代表は、このとき、こちらの主張を聞いて「救済なき権利か。よくあることだ」と言いながらノートをドラフトした。

問題の二は、戦争中蘭印で日本軍に抑留された一般文民に対する補償を日本政府において道義的に考えてほしいという要望。オランダ政府は内政上の理由から、条約論としてでなく人道論として、わが方の好意的に考慮することを書面で明らかにするよう要請した。これに対しここで言質を与えることは、他の連合国との関係からしても、また国の負担能力からしても、容易にできなかった。

こうしているうちに、問題一に対する書簡案にオランダ代表が同意しないことが明らかになった。しかし何らかの形で同国政府代表に満足を与える必要があるというので、ダレス代表とオランダ代表部との間の熱心な交渉となりその結果、当初先方の希望した書簡のやりとりを取りやめ、オランダ代表が議場で、一般陳述の中でその希望を述べ、日本はこれに対しその考え——大体、問題一はわが主張通り、権利はあれど救済はないのラインであり、問題二は考慮する言質は与えずただ要望の存在を認める<sup>(注)</sup>——を書面で先方に返事するという方式で解決することに落着いた。五日夜のことである。総理の書簡は八日の調印式場で先方に渡した。

(注) 解決案に基づくオランダ、日本代表のステートメントは、前記第二項「平和会議」で紹介しておいたステッカー代表の演説の該当部分を参照ありたい。

わが方はオランダの希望した補償の道義的考慮を約束はしなかったが、吉田総理はオランダ代表の言に深く動かされた模様で、帰国後ステッカー代表（外相）宛私信で、外相の訴えを想起し条約の調印をみた今日、双方に満足な方法で解決したいものだった趣旨を申し送られた。条約発効後割合に早くこの問題が両国間に解決され

たこと周知の通りである。<sup>(15)(16)</sup>

西村氏は、ここでオランダ側が希望していた書簡の交換をとりやめ、オランダ代表が議場で一般陳述の中でその希望を述べ、日本はこれに対しその考えを書面で先方に返事するという方式で解決することになったと書かれているが、実際にはステイツケル外相が一般演説で述べたことをもう一度書簡で指摘し、吉田首相がそれに答える書簡を出すという交換公文のかたちがとられた。再び山田敏之氏によると、「オランダでは平和条約の議会承認の際に、すでにこの協定「山手—ステイツケル・吉田交換公文のこと」が議会に資料として提出されていたが、わが国では、この協定の存在は、当初秘密扱いにされ、外務省の公式の条約集にも掲載されなかった。後に一九五六年の見舞金議定書の国会承認の際に国会にその条文が、<sup>(17)</sup>仮訳を付けて提出された。」その仮訳は、次のとおりである。

(オランダ外務大臣から日本国総理大臣にあてた書簡)「一九五二年九月七日付」

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本大臣が昨日平和会議の議長及び諸代表に対して行った演説の次の節について閣下の注意を喚起したいと思います。

「連合国が放棄することに同意する「連合国及びその国民の請求権」についての第十四条(b)の解釈に關し、一つの問題が生じております。

オランダ政府の見解によれば、第十四条(b)の規定は、正しい解釈では、各連合国政府がその国民の私的請求権を、これらの請求権が条約の効力発生後は存在しなくなるように、収用することを含まないのであります。

この問題は、オランダ政府も含めて若干の政府がその国民の私有財産を没収し又は収容することについて憲法その他の法律上の若干の制限を受けているために、重大であります。また、日本国政府が良心又は賢明な方策の問題

として自ら選ぶ方法によって自発的に処理することを欲するかもしれないと、われわれが推測する連合国民のある種の私的請求権が存します。」

閣下がこの会議の終了前にこの問題に関する閣下の見解を本大臣に通報されれば幸いであります。〔傍点原文〕  
〔以下省略〕

(日本国総理大臣からオランダ外務大臣にあてた書簡)〔一九五一年九月八日付〕

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、九月六日の平和会議の議長及び諸代表に対する閣下の演説の一節について本大臣の注意を喚起された千九百五十一年九月七日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

〔オランダ外務大臣の書簡の復唱、省略〕

本大臣は、閣下の書簡に述べられた問題に関し、次のことを述べる光栄を有します。

オランダ政府が言及されている憲法上の制限にかんがみ、日本国政府は、オランダ政府が平和条約の署名によってその国民の私的請求権を、条約の効力発生後は存在しなくなる結果をもたらすように、みずから収容するものであるとは思料しません。

もつとも、日本国政府は、連合国民がそれらの請求権に関してはこの条約の下においては満足を得ることができなくなるものであること、ただし、オランダ政府が示唆されるとおり、日本国政府が自発的に処理することを欲するかもしれない連合国民のある種の私的請求権が存することを指摘します。〔以下省略〕<sup>(18)</sup>

〔二〕 この交換公文を秘密にしていたことは、もちろん一九五六年の議定書の国会承認の際に問題にされ、またこのステイッケル文書が留保に当たらないか、今回これが公になったことにより他の国からも同様の要求が出されないかといった諸点が問題にされた。以下少し長いが、松本七郎委員と下田武三条約局長との質疑応答を紹介しておく。

「○下田政府委員 日本政府は、これはお互いに公表せざるものと実は了解しておいたのであります。そこで桑港条約を御審議願いました国会でもその了解に基づいて、かつまた第三国の要求を誘致する危険を避けるために、発表しなかつたのであります。日本のあとオランダの国会に平和条約を提出しましたときに、オランダ政府は出さずしてしまつたのです。初めから出したわけでは実はないのであります。オランダの議員側が蘭印における抑留問題を鋭く質問をいたしましたときに、オランダ政府はたまりかねて、実はこういう書簡を吉田総理とかわしておるのだという、オランダ政府の立場を有利ならしめるために、オランダの国会に出してしまつた。出してしまつたので私も困つたと思いましたが、幸い関係国のほかの国から類似の要求を誘致しないで済みました点は、ほつとしておるわけでございます。

○松本（七）委員 そうすると桑港条約十四条（b）項に対してオランダが留保条項を付した。このことについては日蘭間の話し合いだけでなしに、連合各国その他の国もこれを同意したのですか。

○下田政府委員 このステイッケルの文書は、実は平和条約に対する留保とは私ども見ておらないのでございます。条約に対する正式の留保をいたします場合には、会議の席上署名の際に、この第十四条の規定を留保してというように署名者が断つて、ちゃんと条文本文に書きまして、それからあと署名するか、あるいは会議で公表する文書、たとえば留保宣言というものを明白にいたさなければ、正式の条約の留保にならないのでございます。こっそりオランダ外相と日本の総理との間にかわしたものでございますから、これは正式の留保でないと思つており

ます。ただ日本の総理大臣が自発的に処理することができるといふことを書いておられますので、その自発的の処  
理に言及したことをほおっておくことの道義上の見地から、自発的にやるということをやるといふモータル  
・オブリゲーションからやっておる、そういう建前で考えております。

○松元(七)委員 その間の事情を他の列国は承知したのですか、そのところをお尋ねいたします。

○下田政府委員 桑港会議のときは、他の列国は知らなかったわけでございます。

○松元(七)委員 そうすると日蘭間の秘密協定ではないけれども、それに近いものであるために、直接条約の中  
に入るとかあるいは桑港条約の議定書あるいは附属書でやることをしないで、こういう交換公文の形式をとつ  
た、こういうふうに解していいですか。

○下田政府委員 仰せの通りでございます。もしオランダが署名のときに、第十四条を留保してと断って署名いた  
しますと、それじゃほかの国も、おれの国もと出てくる。そこまではオランダ側も気の毒だからやらないで済ま  
そうという了解があったわけでございます。

.....

○松本(七)委員 先ほどの御答弁に關してもう少し伺っておきたいのです。両方で公表しない約束だった。それ  
をオランダ政府は国会で公表してしまつた。それについては日本政府として抗議をするとかその前後措置はどう  
いうふうにされたか。またこれはもともと公表すれば日本に不利益が及ぶだろうということ、公表しない建前  
になつておつたのですが、これはオランダの方で公表してもうわかつてしまつて後、何らかの不利益が日本に及  
んだかどうか、この間の事情を御説明願いたい。

○下田政府委員 先ほど申し上げましたように、機密文書とするという明確な了解があつたわけではございません

で、つまりいきさつから申しましたが、調印式のとくに留保の署名をするということになりますと、これはほかの国の同様な留保を誘発して、日本政府にとっても気の毒だからということでは発表しない交換公文になつたいきさつがございますから、その立場は当然オランダ側もよく考慮してくれるものと日本側は思っておつたわけなのであります。ところがオランダの国会に桑港平和条約を出してみましたところが、抑留者補償の解決していない点について、野党からの強い攻撃がありまして、オランダ政府はもう自分の背中に火がついて、背に腹はかえられなくなりまして出したようなわけでございますが、幸いにして、出しました結果、これはオランダだけが関心のある事項でございまして、ほかの国はそう大きな関心を持っておらなかつたせいもございましょう、類似の要求を誘発するというようなことは、今日までなくて済んでおるわけであります。

○松本（七）委員　たとえばインドネシアにおけるフランス人というようなものも、これは多少あるだろうと思うのです。今の問題に関連してもそういう影響はないか。それと別問題としても、この議定書ができることによつて、今度フランスの方からも、やはりインドネシアにおける問題が出てくる可能性はないでしょうか。

○下田政府委員　オランダ以外の国々につきましては、日本の総理大臣が自発的に処理するというような言及をいたしておるものは一つもないわけでございますが、よし万ないと思ひますが、将来かりにほかの国が申し出て参りまして、これは拒否する考へでございませう<sup>(19)</sup>。

〔二二〕　ところで、この交換公文の合意では、「連合国民のある種の私的請求権」の存在を認めましたが、それは「日本政府が自発的に処理することを欲するかもしれない」（傍点山手）という性格のものである。オランダ側の解釈でさえ、平和条約の承認を求めた議会に提出された答弁書で、オランダ政府は、吉田・スティーケル交換公文が「法的な意味よりも、道徳的な意味を与えるものであり」、「日本が、平和条約の精神に従つて行動すると表明した場合に、は



じめて意味をもつ」紳士協定にすぎないことを認めていた。<sup>(20)</sup> 果たして日本は、この問題をどのように解決したのであるろうか。西村熊雄氏は、上に引用した文章で「条約発効後割合いに早くこの問題が両国間に解決されたこと周知の通りである」と述べられているが、この交渉過程の外交文書はわが国では最近まで公開されていなかった。<sup>(20a)</sup>

しかし、オランダでは公開されていて、それに基づいてオランダのL・ファン・プールヘーストが、一九八九年に表わした『オランダと東京裁判——日本人戦犯の裁判と赦免をめぐる国際法上の論争と国際政治』の第五章「金(geld)と情け(genade)——日本人戦犯の赦免と、民間オランダ人抑留者に対する補償金をめぐるオランダの政策——」において、この交渉過程をオランダの側から明らかにしている。<sup>(21)</sup> それによって経過をまとめみると、大体次のようになる。

平和条約の承認後、オランダは早速この問題の交渉の開始を日本政府に要求したが、日本は応じなかった。一方、日本は主権を回復すると直ちにオランダに要請を行い、オランダ領東インドの臨時軍法会議で禁固刑を受け巢鴨ブリズンに移管されていたBC級戦犯八〇〇人のうち二〇〇人の釈放を求めた。平和条約第一条によると、これらの者の「赦免、減刑、仮出獄」は、日本国の勧告と、各事件について刑を科した政府の決定を必要とし、A級戦犯については、日本国の勧告と、極東国際軍事裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定が必要であった。

ステイツケル外相は、一九五二年八月一日の閣議で、民間抑留者への補償を求めた書簡に日本が応じない限り、非主要戦犯の釈放要請に応じない旨発言し、暗黙の了解を得た。一九五二年九月第三時ドレーズ内閣が発足し、二二月にこの問題が正式の議題になった。外務省は無期刑の戦犯の刑期を有期にしてほしいという日本の要請と、補償の約束の実行を結びつけることを望んだが、ドネル法相はこの抱き合わせは得策でないと考え、かつドイツの戦犯についての方針とも関連するので乗り気でなかった。そこでドレーズ首相は、「無期刑を有期刑にする件は公式の交渉

案件としないが、民間抑留者に対する補償について約束が実行されれば、有期刑に関する件の解決もオランダ国内で困難が少なくなる旨つけ付け加えることはかまわない」という玉虫色の妥協案を出して、これが正式に閣議決定された（一二月八日）。実際に日本との交渉に当たったのは、外務省の東アジア・太平洋局であるが、ドンケル法務大臣が日本の非主要戦犯釈放の権限を無条件でルンス外相に譲ったため（一九五三年二月二三日の覚書）、正式に全面的な裁量権を有することになり、抱き合わせ政策を強力かつ慎重に進めていった。

こうして一九五三年の半ば、ようやくハーグで補償金交渉が始まった。東アジア・太平洋局は抑留者の総数についての資料を提出したが、日本大使館は当初どの抑留者を選択するかについてのみ協議しようとし、さらに多くの資料と証拠を要求した。オランダ側は、そこで残虐行為の新たなリストを提出するとともに、すべての被害者への尋問は不可能であること、日本側が自ら被害者の苦痛の程度を調査することも望ましくないことを指摘した。日本は戦犯釈放を定期的に求めたが、オランダは切り札を手元に残すため緩慢な対応しかなかった。しかし、一九五四年秋には、オランダ側はこれ以上待ちきれなくなって、外務省が日米両政府の注意を喚起し、膠着状態に陥ったハーグでの交渉に目を向けさせようとした。

これと並行してA級戦犯の釈放問題も進行していたが、その詳細は省くとして、オランダはこれについてはより柔軟な態度をとる用意があった（国際協議で決定したことだと、政府が議会や世論に対して釈明できるから）。五四年一月の末の国際赦免（釈放）委員会で、オランダは日本が補償金の問題に非協力的なため、非主要戦犯の釈放を早めることを望まないこと明らかにしたが、米国は拘禁期間が一〇年に達したら戦犯全員を無条件で釈放することを連合諸国が受け入れるよう要望し、これには日本の強い圧力があることを示した。オランダ代表は、吉田・ステイツケル合意を履行するよう米国が指摘してはどうかと発言した。

オランダ外務省は、他の国にも交渉の手詰まり状態を説明し、支持を求めた。米国では吉田首相の訪米直前に、フアン・ロイエン駐米大使が國務省にオランダの立場を説明して、國務省の高官二人から、ダレス國務長官が吉田首相にオランダの要望を実現するよう要求する約束をもらった。しかし、五四年一月にワシントンで行われた吉田・ダレス会談では、ダレス長官はこの件を議題にしなかった。その直後、吉田内閣は総辞職して鳩山内閣の登場となり、外務大臣は重光葵に代わった。

駐日オランダ大使O・ロイヒリンは、重光の関心を吉田の約束に向けさせることに成功した。そして、五五年二月初め、日本政府は東京で公式に交渉を行うことに同意した。オランダ外務省は、今回は真剣に交渉に取り組む意思があることを示すため、六月に、在ジャカルタ公使G・E・ファン・イテルス、東アジア・太平洋局長ヤケット、駐日大使ロイヒリンの三人からなるオランダ側交渉団のメンバーを発表した。

一方、ワシントンではロイエン駐米大使が、赦免委員会にオランダが参加していることを最大限利用しようと努力し、日蘭間の補償金交渉が終わるまで、拘禁一〇年で無条件に主要戦犯を釈放する案を、アメリカ國務省には提出しないよう要請し、英国には提出されても賛成しないよう働きかけた。五五年六月七日の会合では、この案が議題となったが、英国は個別に判断すべきとして反対した。しかし七月には、英国が反対を取り下げ、無条件の釈放に反対するのはオランダだけになった。八月初め、オランダ外務省はロイエンに対し、委員会で次の三つの反対理由を提示するよう命じた。(1) 個別的に判断するのが法律的に正当であること、(2) 日本がオランダ人戦争被害者の要求に答える交渉になかなか応じようとせず、そのため無条件の釈放に議会や世論の理解を求めることは無理であること、(3) 無条件釈放の場合は主要戦犯と非主要戦犯に区別を設けることは不可能だが、もし両グループを平等に扱ったらドイツ戦犯の釈放問題との関係で重大な問題が生じること。

八月末重光外相がワシントンを訪問し、ダレス國務長官に戦犯の無条件釈放を依頼し、ダレスはこれを退けた。八月初めの赦免委員会で、拘禁期間一〇年に達した者の釈放を個別に判断し、その際初めに結論ありきにはしない、という決定が採択された。オランダ外務省は、これに満足した。この解決策なら、まだ始まっていない補償金交渉にも十分な余地を与えるものだった。

オランダ代表団は、二、七五〇万ドルを目標に交渉に臨み、合意できる最低限度は九〇〇万ドルとするという訓令を受けて、一九五五年一〇月三日オランダを出発し、一〇月一日東京で日本側代表団と第一回の協議に入った。日本側代表団は門脇季光外務事務次官を首席とし、寺岡洪平欧州参事官が補佐であった。会談は約一〇日間続けられたが実りはなく、オランダ代表団は記者会見に踏み切り、吉田・ステイツケル交換公文も公表した。日本側は八二五万ドル支払うと提案し、もう少し上積みがあれば妥結可能であったが、日本側がそれ以上は拒否したため、オランダ代表団はなすところなく帰国した。

ルンス外相は、直ちに岡本季正駐蘭日本大使を呼び、日本の態度に失望したと伝えた。岡本大使は、大蔵省の強情さが問題だが合意はまだ可能と思うと言って、米国を通じて日本政府に圧力をかけるよう助言した。オランダの依頼を受けて、アメリカは十一月と十二月に日本の関係閣僚と協議した。

オランダ側としては、この時点で戦犯の釈放権の他にもう一つ、日本に圧力をかける手段をもっていた。ベネルツクス三国がガット協定第三五条を援用して、ベネルツクス以外の一一カ国とともに、ガットに加入したばかりの日本に対し、自国への協定の適用に同意しないで、自国の市場への自由な参入を拒否したことである（日本のガット加入は同年九月一〇日）。東アジア・太平洋局は、オランダがガット第三五条援用を撤回する用意があることを経済大臣から日本にほのめかしてもらって、補償金交渉を有利に進めようと考えた。しかし、ルンス外相が十一月二八日の閣

議でそれを主張すると、ツェイルストラ経済大臣は第三五条の援用はいつかは撤回すべきものであるが、それはまだ当分先のことであり、補償金交渉の犠牲にされては困ると反対した。結局ガット第三五条との抱き合わせ案はまだまだ出さず、米国にさらに日本に圧力をかけるよう求めることで閣議は同意した。

一月六日に開かれた赦免委員会では、オランダはぎりぎりの線として棄権し、他の諸国全会一致で三人のA級戦犯の釈放が決定され、残るはあと一人のみとなった。

一九五五年一二月、駐日アメリカ大使と駐日オランダ大使は、重光外務大臣や他の外務省高官から、大蔵省が最大の障害となっている旨告げられたが、ようやく一二月の末にロイヒリン駐日大使は重光外相が一万田大蔵大臣から一、〇〇〇万ドル獲得できたことを聞いた。

〔四〕 こうしてついに一九五六年三月一三日、重光外相とロイヒリン大使により、東京で「オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書」が署名された。<sup>(22)</sup> 議定書の主要な条文は、次のとおりである。

「第一条 日本国政府は、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がオランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の意を表明するため、千万合衆国ドルに相当する額のスターリング・ポンドを見舞金としてこれらのオランダ国民のためにオランダ王国政府に自発的に提供する。

第二条1 日本国政府は、前条に定める金額を、この議定書の効力発生の日が属する日本国の会計年度に始まる五年年賦によりオランダ王国政府に支払うものとし、各年賦金は、二百万合衆国ドルに相当する額のスターリング・ポンドとする。

2 (省略)

第三条 オランダ王国政府は、同政府又はオランダ国民が、第二次世界大戦の間に日本国政府の機関がオランダ国民に与えた苦痛について、いかなる請求をも日本国政府に対して提起しないことを、確認する。(傍点山手)<sup>(83)</sup>

議定書は、オランダでは「黙示の承認」(議会上程後一定期間内に議会が採決する旨を表明しない場合には承認された者とみなされる)の方式によって、ステイツケル外相が平和条約締結の際に主張した例の憲法問題は議論されないままに、一九五六年四月上下院で承認された。その結果、最終的には一人当たり三八五ギルダー(約四万円)が支給された。また、この議定書が結ばれたことを受けて、巢鴨に拘禁されていたオランダ関係のBC級戦犯一一一人は、五六年八月までに全員釈放された。<sup>(24)</sup>

一九五六年四月一〇日、わが国の第二四回国会参議院外務委員会で、見舞金を受ける人員はどのくらいになるかという加藤シヅエ委員の質問に、下田条約局長は次のような趣旨の答弁をしている。被抑留者が一万人いたうち一万八、〇〇〇人が死亡し、生存者は九万二、〇〇〇人である。オランダ側がどのように配分するかは向こうの自由に任せであるが、九万二、〇〇〇人のうち一万人は永久に回復できない廃疾者になつており、こういう人々は手厚い補償を受けるのだからと思う。また一万一、〇〇〇人は夫が死んだための未亡人か、あるいは両親が死んだための孤児になつている。こういう人もあるいは厚い補償を受けることになるかと思う。大体九万二、〇〇〇人だとすると一人当たり三三ポンドという見当で話をまとめたが、現実には支給額に差が生ずるものと思ふ。<sup>(25)</sup>

(4) 「一」 以上ややくわしく歴史的経過をたどつたが、われわれは戦後補償裁判においてこれまで政府が主張してきたいわゆる「外交保護権のみ放棄論」のルーツ(ないしはルーツの一つ)を、上記のオランダ代表ステイツケル外務大臣の主張に見出すことができよう。彼の表現は、簡潔に「第一四条(b)の規定は国民の私的請求権を収用して消滅させる意味を含まない」といつているだけであるが、西村熊雄氏はこれを「私権を消滅させるものではなくオ

ランダ国民は日本法廷に日本政府または日本国民を訴追できるが、オランダ政府は条約上これを支持する根拠を持たないとの意味である」と敷衍されている。外交的保護権の言葉は使われていないが、まさしく「外交保護権のみ放棄論」である。

これに対して、吉田首相は国民の私的請求権が消滅しないことに一応同意した上で、ただし平和条約によって「連合国民はそれらの請求権に関して満足を得ることができなくなる」と答えている。「満足を得ることができない」とはどういう意味か。西村氏はこれを「条約の結果国民は請求権を日本政府または日本国民に対し追求して行くことができなくなる」と表現している。「追求できなくなる」というのは、さらに厳密にいうと、日本の法廷に訴えることができない（訴えが受理されない、あるいは却下される）という意味か、訴えることはできるが（訴えは受理されて審理されるが）しかし結果は必ず訴えは認められず棄却されるという意味かはつきりしないが、いずれにしても国民の請求が実現することはなく、その意味で消滅しないで残っているとされる国民の私的請求権は「救済なき権利」（ダレス代表、柳原条約局長）に過ぎない。

従来 of 政府の主張は、国民自身の請求権は放棄されず消滅していない。したがって、被害者は日本の国内裁判所に訴えを提起することができる。そして、「その訴えに含まれたおりましたところの慰謝料請求等の請求が我が国の法律に照らして実体的な根拠があるかないかということにつきましては、これは裁判所で御判断になることだと存じます」（一九九二年三月九日の衆議院予算委員会での柳井俊二条約局長の答弁）、「裁判を提起した場合に裁判所がどう判断するかというのは司法府の問題でございます。行政府としてもそれを注目しておる」（一九九三年四月六日の参議院外務委員会での丹波実条約局長の答弁）という立場をとっていたのであるから、そして実際に裁判所は各事件について実質的審理を行い、多くは原告の請求を退けたが若干のケースでは原告の請求を認めたものもあるのである

から、それは上述のオランダ代表の主張を採用していることになる。

これに対して、今回のオランダ人元捕虜等損害賠償事件控訴審における新たな主張、すなわち「日本国及び日本国民が連合国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が消滅したものととして、これを拒絶することができる」という解釈は、私的請求権自体は存在しているけれども、相手にはそれを認めるべき法的義務がない（好意的に自ら進んで履行してくれば別として）、つまりそれは最初から実現し得ない「救済なき権利」に過ぎないというのであるから、吉田首相（わが国）の主張を採用したことになる。

柳原条約局長は、前述したように両者は全く矛盾していないと答弁しているが、これは明らかに違っている。前者はもともと、日本国民の憲法第二九条に基づく補償請求を退けるために政府は国民個人の請求権を放棄していないという主張をしたのであるから、その請求権が最初から意味のない権利であつては困る（実際はどうあれ主張の上では）。後者は、外国人の補償請求訴訟に対して、個人の請求権は放棄されないで存在しているという従来主張を維持しながら、実質的にこれを否定するための議論であるから、残っている個人の請求権が実は無意味な権利にすぎないことを露骨に主張したものである。

〔二〕ところで、一九五一年の交換公文で存在が認められた、法律的に義務は負わないが「日本政府が自発的に処理することを欲するかもしれない」私的請求権は、一九五六年の「オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する議定書」とそれに基づく見舞金の支払いによって、最終的に消滅したのであるか。それとも、この場合にもまた、外交保護権のみ放棄されて、個人の請求権は放棄されないで生き残っているという解釈がとられる可能性があるであろうか。

同議定書第三条には、「オランダ政府は、同政府またはオランダ国民が……日本政府の機関がオランダ国民に与え



た苦痛について、いかなる請求をも日本政府に対して提起しないことを、確認する」(傍点山手)とある。国民が請求権を提起しないことを政府が「確認する」という表現は、人権条約において国民の条約遵守を政府が確認するという規定が、直接条約義務を負わない私人にも遵守させる意図があること、そしてそのために必要な国内的措置をとることを締約国が約束した趣旨に解せられていることを考えると、これは単に個人の請求権を政府がバックアップして外交的保護権を行使することはしないというだけではなく、政府として個人に私的請求権を行使させないという約束が含まれていると解釈できるのではないか。要するに、この議定書によって、そして見舞金を受けとったことによって、オランダ国民は私的請求権を放棄した、あるいは政府によって放棄させられた、ものと考えられる。

もっとも、この「確認する」という規定については、それとは別の趣旨で挿入された経緯があるようである。上述の国会審議の際に、次のようなやりとりがみられる。

「○松本(七)委員 この議定書の第三条と平和条約十四条(b)項との関係はどうなるのですか。オランダは桑港条約の調印国ですが、十四条(b)項と同趣旨のことを再びここで述べております。これをわざわざ述べるのはどういうわけですか。」

○下田政府委員 これは日本側としては念のためではありますが、これ以上オランダから何らかの請求権を持ち出してもらいたくないという一札を取りたいという日本側の要求があったわけですが、ただどういいう一札を取るかという場合に、吉田ステイッケル交換公文が留保ではないという日本側の立場からいいますと、今度この協定で初めて放棄すると言うのは矛盾するわけでございます。そこで桑港条約でもう一たん放棄しておりますけれども、その放棄を確認するという規定のいたし方にいたしましたので、すでにきまつたことを確認するという書き方で、日本側からいえば、これ以上持ち出されることはないという安心感を、この目的を達したわけござ

います。<sup>(26)</sup>」(傍点山手)

起草経過がそうであっても、条文の客観的解釈としては上のような私の解釈が可能であると思うが、この際「確認する」という規定の意味は別としても、「いかなる請求をも……提起しない」という直截的な表現と、交換公文からこの議定書に至るまでの外交交渉の経緯からして、これで「オランダ国民のある種の私的請求権」は最終的に解決されたことを意味し、もしその金額に不満があればオランダ国民は自国政府に対して要求すべきであって日本政府に要求することはできない、と結論することができると私は考える。

相手側のオランダの国際法学者は、どう考えているであろうか。

一九九一年八月オランダ議会で日本に対する補償問題が討議されたのをうけて、外務大臣ファン・デン・ブルークは「国際法問題諮問委員会」に、サンフランシスコ平和条約、ステイツケル・吉田交換公文、一九五六年議定書に照らして、第二次世界大戦中に日本または日本国民から被ったオランダ国民の損害について、まだいかなる範囲で、日本または日本国民に対して法的請求権を主張することができるか、という問題を諮問した。国際法問題諮問委員会は、勅令に基づいて設立された国際法にかかわる問題についての外務大臣の諮問機関であり、国王(実質的には外務大臣)の任命する者と、オランダの大学の国際法の正教授とが委員を務める。一九九一年一月二五日、同委員会は検討結果を『第二次世界大戦を原因としての日本に対する請求の可能性に関する回答』<sup>(27)</sup>として発表した。この文書が山田敏之氏によって邦訳され、『外国の立法』誌に掲載されているので、その結論の部分をここに引用する。

「a、オランダ政府は、一九五一年平和条約により、オランダ領東インドの日本人占領者による不法な行為の結果として、オランダ国家およびオランダ国民に生じた損害に対する補償請求権を放棄した。その上で、この期間に原因のある道義的債務に関していえば、オランダと日本との間で議定書が成立しており、この議定書により、日本

はオランダ領東インドの日本の占領による民間人被害者のために、オランダ政府に対し自発的に(象徴的な)見舞金を支払い、一方、オランダ政府は、オランダ政府自身とオランダ国民に代わり日本に対するあらゆる請求権を放棄することを認めた。

b、当時有効であつた国際法によれば、オランダ政府は、一九五一年平和条約で規定された方法で、オランダ政府自身とオランダ国民に代わり損害賠償請求権を放棄する権能を有していた。同じことが、議定書で定める一時金の取決めについても当てはまる。

c、この解決に基づき、オランダ政府は、オランダ領東インドの日本の占領から生じた、オランダ政府およびオランダ国民が被つた損害および/または苦痛に関して、日本政府または日本国民に対し金銭的な請求を、もはや自由に主張することができない。ただし、オランダ政府がこの損害および苦痛の道義的な問題を日本政府と議論することに国際法上の障害はない。

d、cに述べられた結論に影響を及ぼす可能性がある国際法上の「事情変更」の原則の主張を正当化することができる事情は、存在しない。

e、戦争犯罪の時効の停止は、このような犯罪の実行者としての容疑をかけられた個人の刑事法上の責任に着目するものである。この停止は、上記の犯罪を原因とする国家責任と国家および/または個人の民事法上の責任には何の関係もない。

f、個々人が日本または日本国民に対し請求することがあつた場合の、その請求については、国内法の適用にかかわるために、本委員会はいかなる判断も差し控える<sup>(28)</sup>」(傍点山手)

個人の日本国または日本国民に対する請求については、委員会に依託された法分野でない国内法の適用が問題とな

るので委員会は一切意見を述べていないが、国際法上これらの諸条約によってオランダ国民の請求権をオランダ国家が「国民に代わって」放棄したことを明確にしていることの意義は大きい。諮問委員会に集まったオランダの国際法学者たちは、ステイツケル書簡やわが国政府の従来主張のよう、国民の請求権そのものは放棄せず、国家が有する外交的保護権を放棄したにすぎないなどは考えていない。

以上からして、オランダ人元捕虜および民間抑留者の損害賠償請求訴訟については、被告の国としては本来なら第一審の最初から、ハーグ陸戦条約第三条により個人に加害国に対する直接的請求権があるか否かにかかわらず、捕虜については平和条約第一四條（b）項により、民間抑留者については一九五六年の議定書第三条により、私的請求権は放棄されているから、訴えは成立せず却下されるべきであると主張すべきであったと考えられる。

それをしなかったのは、平和条約第一四條（b）項については従来「外交保護権のみ放棄論」を唱えたこととの矛盾であり、議定書第三条については迂闊に吉田・ステイツケル交換公文と議定書を明るみに出すと、他の諸国の国民の請求権に影響が出ることを恐れたためと思われる。

〔三〕 それでは、客観的にみて、このオランダ領東インドの民間被抑留者への補償問題をめぐる日本・オランダ間の外交交渉の経緯から、平和条約第一四條（b）項の「国民の請求権の放棄」規定について、一体何が明らかになつてくるであろうか。

① 先ず、日本ならびに連合国（当面オランダを除く）は、この規定にどういう意味をこめて締結したのか。

吉田・ステイツケル交換公文の性格（留保・解釈宣言の効果を有するか否か）・内容（厳密には矛盾した要素を含むその曖昧さ）についてはなお理論的に検討を要するところがあるかと思うが、いずれにしても日本はこれが他の締約諸国に知られることを恐れてひたかくしに隠していたのであって、そのことは平和条約第一四條（b）項の「国民

の請求権の放棄」は、少なくとも日蘭両国を除く他の締約国の間では（上記オランダの諮問委員会の回答によれば実はオランダを含むが）、国民の請求権を政府が「国民に代わって」放棄するものとして締結されたと日本が考えていることを、逆に証明していると私は思う。

連合国側としては、ステイツケル書簡のような解釈をオランダ以外はどこの国も主張しておらず、米国が条約締結前すでに国内法によって捕虜や民間被抑留者に補償を実施したように、第一四条は国民の請求権をも放棄するもので、もし必要ならば国内的措置で補償せざるをえないものと、理解していたと考えることができよう（米国政府の見解は、二〇〇〇年六月二十八日の上院司法委員会の公聴会における R. J. Betts 国務省法律顧問代理の陳述書参照<sup>(29)</sup>）。（以上の解釈は、特別の事由がないかぎり、平和条約第一九条および二国間協定の請求権放棄条項にもあてはまる。）

② しかし、さらに、交換公文に言及されている「私的請求権に関する問題」の解決として、一九五六年に日本がオランダに対して一、〇〇〇万ドルの「見舞金」を支払ったことによって、他の締約国の被害者にも追加補償を要求する権利が生じたのではないか、という問題がある。これは平和条約第二六条の解釈と関連し、すでに上述の上院司法委員会の公聴会で、Betts 国務省法律顧問代理は「第二六条はソ連など共産主義国との交渉で、日本に領土問題などで不当な要求を受け入れさせないための措置であった」と述べ<sup>(30)</sup>、二〇〇〇年九月二日の判決<sup>(31)</sup>、V. Walker 連邦地裁判事は「第二六条は『この条約の当事国』すなわち締約国政府のみに権利を付与するもので、同条を援用し得るのは米国政府であって原告ではない」旨判示しているが、どちらも必ずしも十分に説得的とは言えないであろう。

第二六条は「日本国は、一九四二年一月一日の連合国宣言の署名国もしくは加入国で日本と戦争状態にある国または以前に第二三条に列記する連合国の領域の一部をなしていた国で」この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、こ

の日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならぬ」と規定する。

この末段の規定の「いずれかの国」というのは、三通りの解釈が可能であると思う。第一は、第一段の規定とつづけて読んで、本条約の締約国になる資格を有するが何らかの理由で署名国にならなかった国のことを指すと理解する立場である。<sup>(31a)</sup>二〇〇〇年六月二十八日の上院司法委員会<sup>(31b)</sup>で、ベタウアー法律顧問代理が言及したソ連も、ハッチ委員長が言及したビルマも、このカテゴリーに入る。第二は、末段の規定を第一段と独立して読んで、平和条約を署名・批准した締約国も含むと解する立場である。この理解では、オランダの民間被抑留者に対して新たに見舞金を支払ったならば、他の締約国にも自国の民間被抑留者に対する見舞金を要求する権利を生じさせる可能性が生じる。もし交換公文がオランダについては個人の請求権を認められたものであると解されるならば（上記の通りそうではないが）、他のすべての締約国にも個人の請求権を認めねばなくなる、という問題も生じてくる。第三は、第二次世界大戦中の中立国も含むと解する立場である。もしこの解釈が可能であれば、日本は戦時中に中国や南方などで中立国の国民に与えた損害について補償<sup>(31c)</sup>している、第一四条（b）項による放棄にもかかわらず第二六条を援用することによって、締約国からも自国民の被害について補償を要求される可能性があることになる。

③ 直接オランダの問題との関係をはなれて、ここで平和条約第一四条（a）項1の下での賠償と第二六条との関係について整理しておきたい。平和条約第一四条（a）項1は、「現在の領域が日本の軍隊によって占領され、日本によって損害を与えられた連合国」に、役務による賠償を日本に要求する権利を認めている。

直接第一四条にしたがってわが国に賠償を請求し交渉を行ったのは、フィリピンとヴェトナムの二カ国だけである。

ビルマとインドネシアも日本軍に占領され損害を受けたけれども、ビルマはサンフランシスコ会議に参加せず、インドネシアは参加して署名したが批准しなかったため、両国は条約の締約国ではなく直接には第一四条を援用できないが、第二六条によりそれぞれわが国と交渉して別個にわが国と平和条約と賠償協定を結んだ。他の諸国は賠償を放棄するか権利を行使しなかったため、結局日本が賠償を支払ったのは以上の四カ国である。<sup>(31d)</sup>

上述の第二六条の「いずれかの国」の三つのカテゴリーに当てはめれば、フィリピンとヴェトナムは第二のカテゴリーに、ビルマとインドネシアは第一のカテゴリーに分類されるが、いずれもこれらの国の賠償請求権は、平和条約第一四条(a)項1によって直接・間接に認められたものであるから、そこに規定されている役務賠償にとどまる限り、第二六条の問題は生じないものと考えられる。その点、ハッチ委員長がビルマなどへの賠償を根拠に第二六条を援用して、米国の元捕虜の個人請求権を主張しているのは解せないところがある。もつとも、実際には役務および生産物(しかも後者に比重がある)による賠償が行われたが、それは問題ないであろう。ただフィリピンの賠償については、ごく一部であるが実質的に金銭賠償のかたちで行われており、<sup>(31e)</sup>厳密に言えば第二六条との関連がでてくる可能性はあろう。

④ 実は、最近(二〇〇一年九月四日)また、第二次世界大戦中日本軍の捕虜になった米陸軍軍人(「バターン死の行進」の生き残り)と捕虜たちの治療を強制された陸軍看護婦の二人が、総額一兆ドル(約一二〇兆円)の損害賠償を日本政府(訴状には、被告名は「The People of Japan, a sovereign state」と記されている)に求める代表訴訟をシカゴ(正確にはイリノイ州北部地区東部支部)連邦地裁に起した<sup>(32)</sup>が(Rosen v. Japan, Case No. 01 C 6864)その訴状をみると、吉田・スティーケル交換公文と平和条約第二六条を主張の根拠にあげている個所がある。

「三八、日本と米国は、一九五一年条約第一四条(b)項はアメリカ国民の日本に対する請求権を放棄したとする

立場を一貫してとってきているが、日本は条約を調印する際、米国が米国憲法の下において個人の請求権を放棄する権限をもっていないことを、知っていたかまたは知っているべきであった。国際法上、条約の署名者は、他の署名者の憲法上の基本的権限について知識を有し、自国がその憲法の明白な規定によって禁じていることを署名者は約束することができないことを、知っていなければならない。William Howard Taft (former President), sole arbitrator, *The Tinoco Arbitration (Great Britain v. Costa Rica)*, October 18, 1923. 日本は、米国による自国民の請求権の放棄は、米国がそれらの請求権の価値に対し「正当な補償」を支払わない限り、合衆国憲法第五修正の収用規定に違反することを、知っていたかまたは知っているべきであった。日本の義務の米国による支払いは問題外であるから、日本は米国民の請求権は第一四条(b)項によって法的に放棄されなかつたし放棄されなかつたことを、実際に知っていたかまたは知っているべきであった。

三九、一九五一年以来国家機密文書とされ、やつと最近機密リストから解除された書簡が、日本は一九五一年条約の第一四条(b)項がアメリカ国民の個人的請求権を法的に放棄していないことに完全に気付いていたことを、証明している。一九五一年条約がサンフランシスコで交渉された際、オランダの代表は、もし条約がオランダ国民の日本に対する私的請求権を放棄するものであるならば、署名を拒否しようとした。最近解除された秘密の交換書簡によって、日本の総理大臣吉田茂は、オランダ外務大臣 Dirk V. Sluiter に、『自国政府の見解によれば、第一四条(b)項は、正しい解釈では、各連合政府がその国民の私的請求権を収用することを含まない』と書き送った。Japanese Delegation to San Francisco, Letter Dated September 8, 1951. オランダの代表は、日本による一九五一年条約のこの条約締結時の解釈を、オランダ国民の日本に対する私的請求権を保持するに十分と考え、ただちに条約に署名した。その上で吉田茂総理大臣は、日本のために一九五〇年条約に署名した。五年後の一九五六



年、日本は一、〇〇〇万ドルをオランダに支払った。

四〇、その上、一九五一年条約の第二六条——同条は締約国のために最惠国条項を設定している——の下で、日本は一九五一年以降いろいろな国と一一の個別の平和処理を行った。これらの処理の中には、個人の苦痛と苦難に對して当該個人になされる支払いが含まれている。実際、一九五五年のスイスとの平和処理では、日本は一九五一年条約より二年前の一九四九年に行われたスイス国民個人に對する支払いを、明示的に追認した。日本とスイスとの間の一九五五年条約の第二条は、次のように定める。

『日本政府は、スイス政府が日本の預金から二四二万六、六九三スイス・フランを接收するために一九四九年にとつた行為、そしてスイス国民が第二次世界大戦中に日本人から受けた個人的損害の清算のために使用・配分した行為に同意する。これらの金は正確に個人に支払われた。』

日本は、一九五四年にビルマに二、〇〇〇万ドル〔二億ドルの間違い—山手〕、一九五八年にインドネシアに二億二、三〇八万ドル、一九五六年にフィリピンに二、五〇〇万ドル〔五億五、〇〇〇万ドルの間違い〕、「一九六〇年に」ベトナムに三、九〇〇万ドル支払った。

四一、よつて、原告は、法律問題として、日本の首相による第一四条(b)項の条約締結時の解釈の故のみならず、日本は米国がアメリカ国民に同等の補償額を支払わないで彼らの請求権を放棄し得ないことを知っていたかまたは知るべき国際法上の義務を有していたが故に、そしてさらに日本は実際に、一九四九年に個人に對する戦時請求をスイスに支払い(追認による)、一九五一年以降に他の諸国に彼らの国民への支払いのために賠償したが故に(一九五一年条約の第二六条に規定があり、それに律せられる)、放棄されていない請求権を有する。」

法廷でこのようにオランダとの関係が公然と主張された以上、もはや政府は今までのように吉田・ステイツケル交

換公文を秘密ないしなるべく隠しておこうとしたり、また日本国民の補償請求に対してとってきた「外交保護権のみ放棄論」（個人の請求権は放棄されておらず、個人は相手国の裁判所に提訴することができる）を主張しつづけることはできないであろう。吉田書簡は、ステイツケル書簡と違って、「私的請求権の存在自体は否定しないが、しかしそれは満足を得ることができない性格の権利（救済なき権利）である」旨を主張したものであることを、内外に明確にする必要に迫られているといえよう（それがどこまで客観的説得力を有するか否かは別として）。また、平和条約第二六条の解釈論も、もう少し緻密に練り直しておく必要があるであろう。

なお、ついでながらこの訴状には、金額の間違い以外に明らかな間違いが一つある。というのは、訴状が吉田首相の書簡として引用しているのは、実はステイツケル代表の書簡である。吉田書簡の中に復唱されているのを早とちりしたものであろうが、オランダの主張と日本の主張は上述したように内容が微妙にしかし決定的に異なるので、この間違いは致命的である。このような杜撰な訴状が、アメリカでは他にもあるのであろうか。

(5) 「一」 さて次ぎに問題なのは、ではなぜ今の時点で、苦しい詭弁を弄してまで従来の「外交保護権のみ放棄論」との論理的整合性を保つ努力をしながら、平和条約によって両締約国が自国民の請求権を放棄し消滅させたという理解と実際上一の効果をもち主張を提出しなければならないのか、そしてそれをこれまで公にしたがらなかった平和条約締結時のオランダとの交換公文をもち出してまで——実はそれには上述したように逆効果を生みかねない危険がともなう——したのかという点である。論理的には次ぎの四つの推測が成り立つと思うが、政府の真意が那邊にあるか私は知らない。

第一に考えられることは、国の本件予備的主張は、ハーグ条約第三条に基く控訴人（原告）の損害賠償請求に関連して、国際法の下において個人は法主体性を有しないから請求権そのものが成立しないという主たる主張に対して、

仮に個人請求権が成立するとしてもサンフランシスコ平和条約によって請求は棄却されるべきであるという点にあるから、第一審ではこの主たる主張が認められたけれども、第二審ではひよっとすると主たる主張が敗れる可能性があることを懸念したのではないかということである。

第二には、本件自体ではそのような敗北の恐れはないとしても、他の多くの戦後補償裁判の今後を考えて、ここで理論転換の準備を始めたのではないかということが考えられよう。

上述の二〇〇〇年九月二二日のカリフォルニア北部地区米連邦地裁の判決と、わが国の戦後補償(外国人の訴え)た)裁判の判決を比較してみると、際立った特徴が見られる。前者は、連合国がサンフランシスコ平和条約第一四条(b)項によって、連合国民が戦争中の日本国及び日本国民の行為に対して有し得るすべての請求権を放棄していることを理由に、原告の訴えを却下した。

これに対して、わが国の裁判所の判決は、一般に、平和条約や二国間の協定に定められている両締約国およびその国民の間の請求権の放棄は、国家が有する外交保護権の相互放棄であって、国民個人の請求権そのものを放棄したものではないという政府(外務省、法務省)の解釈を前提に、したがって米連邦地裁のように平和条約による請求権放棄を理由に却下することなく、事実問題と法律問題の審理を行った上で、(1)日本の国内法に基く請求については、その請求が国内法上成立しないか、成立するとしても時効ないし除斥期間の経過によって消滅しているとしてこれを棄却し、(2)国際法を根拠とする請求については、個人は国際法主体性を有しないから、直接戦争被害を加害国家に対して請求し得ないとしてこれを棄却している<sup>(33)</sup>。

そして、今までのところではほとんどの裁判で国が勝訴してきているが、しかしそれでも敗訴した事例が三件存在する(ただし、二件は上述のオランダ元捕虜事件控訴審で国が予備的主張を追加したときより後の判決である)。第

一の関釜元慰安婦訴訟の第一審裁判（山口地裁下関支部平成一〇年四月二七日判決<sup>34</sup>）では、国の関与を認めたと内閣官房長官談話が出された平成五年八月以降原告慰安婦らの被った損害を回復するための特別の賠償立法をすべき義務があったとして、国会議員の立法不作為を違法と認めた（ただし、二〇〇一年三月二九日広島高裁逆転判決）。第二の劉連仁（リウ・リエン・レン）事件（東京地裁二〇〇一年七月二日判決<sup>35</sup>）では、一三年間逃亡の強制連行中国人に対して、国は保護する義務を怠ったとし、除斥期間の適用も「本件は正義・公平の理念に著しく反する」としてこれを退けた（ただし、七月二三日国側が控訴）。第三に、敗戦直後の一九四五年八月二四日、強制連行された朝鮮人らに乗せた浮島丸が舞鶴港で爆発・沈没し五、〇〇〇人以上が死亡した事件（浮島丸訴訟、京都地裁二〇〇一年八月二三日判決）では、乗船者と被告国との間に旅客運送契約に類似した法律関係が成立していたと認定し、原告のうち生存者一五人について「釜山港まで安全に運送する義務があった」として国に賠償を命じた<sup>36</sup>（ただし、九月三日国側が控訴）。

将来まだまだ沢山の判決が出されてくることを考えると、国としてはできれば主たる主張に米連邦地裁判決の「連合国民の日本および日本国民に対する請求は、平和条約により阻まれていく」という解釈を持ってきて、訴訟を門前払いしたいのが本心であろう。今回の予備的主張は、あるいはそのための準備かもしれない。

第三に考えられることは、米国の控訴審その他の訴訟に対する備えである。二〇〇〇年九月二一日の連邦地裁の敗訴をうけ、連合国捕虜の弁護団は、日本の弁護士への応援を得て、今まで米国では十分に知られていなかった日本の国内裁判所での国の「外交保護権のみ放棄論」の主張、そしてそれと米国での主張との矛盾について知識を獲得しているという。平和条約第二六条末段の規定との関係からも、当然日本政府もここで、国内と米国との主張の整合性を図っておく必要に迫られている。

第四に、同じく米国における訴訟に対する備えであるが、具体的論点として、サンフランシスコ講和会議のときの

オランダ政府とのやりとりがもち出された場合への対応である。国が今回の準備書面において予備的主張をした後の出来事ではあるが、上に述べたようにそれは実際、二〇〇一年九月四日シカゴ連邦地裁に提訴された事件で現実のこととなった。

〔二〕 予備的主張を追加した国の直接の意図が以上のうちのいずれにあるにせよ、その効果(ないしは効果の一つ)はいち早く、しかも予期した以上のかたちであらわれたと見てよいのではないか。すなわち、二〇〇一年一〇月一日の東京高裁の第二審判決<sup>(37)</sup>は、第一審判決と同様、戦争被害の賠償は国がすべての被害を総括して解決する講和条約の交渉に委ねられており、ハーグ陸戦条約もこの構造を前提としていて、同条約第三条は個人の直接請求権を認められたものではないとして、原告控訴を棄却するとともに、国が新たに予備的に主張した平和条約第一四条(b)項の「連合国民の請求権の放棄」の問題について、国の主張を採用してさらに踏み込んだ表現で「連合国民の個人としての請求権も、連合国によって『放棄』され、……連合国民の実体的請求権も消滅した」と解せられ、「そのような請求権につき連合国民が満足を得ることはできないとして決着を見た」と、戦後補償訴訟で初めての司法判断を示した。その意味で、本判決は、戦後補償訴訟の判決史上きわめて重要な位置を占める判決で、将来おそらくあれが一つのターニング・ポイントであったと振り返られることになるであろう。

それで、もう少し詳しく紹介すると、判決は、「第三当裁判所の判断」の「3 サンフランシスコ条約一四条(b)について」の「(2) 請求権放棄条項をめぐるオランダ代表团との交渉について」の個所で、先ずほとんどもっぱら西村熊雄氏の著書にしたがって平和条約締結の際の吉田首相とステイツケル外相との書簡の交換に至る経緯を説明し(二九—三〇頁)、一九五六年の議定書により一、〇〇〇万ドル支払ったと記した(三一頁)上で、次のように述べる。

「上記において検討したところからすると、サンフランシスコ平和条約一四條（b）の請求権放棄条項により、連合国及びその国民と日本国及びその国民との相互の請求権の問題は終局的に一切が解決されたものと認められる。すなわち、連合国国民の個人としての請求権も、連合国によって『放棄』され、これによって、連合国国民の実体的請求権も消滅したと解するのが相当である。

すなわち、上記(2)のオランダ代表と日本代表との交渉の経緯を見ると、両者間においては、「日本政府が自発的に処置することを希望するであろう連合国民のあるタイプの私的請求権」が残るとしつつ、サンフランシスコ平和条約の効果として、そのような請求権につき連合国国民が満足を得ることはできないとして決着を見たものといべきである」(傍点山手)(三一頁)

ここで判決が「連合国国民の個人としての請求権も、連合国によって『放棄』され、これによって、国民の実体的請求権も消滅した」と、放棄にカッコをつけ請求権に実体的と形容詞を付したのは、従来の判例の「外交保護権のみ放棄論」との整合性を保つための小細工と思われる。すなわち、裁判所は過去において在外資産補償請求訴訟や原爆訴訟やシベリア抑留者訴訟など日本国民の補償請求に対して、平和条約は国の外交保護権を放棄したに過ぎず、個人の請求権は放棄されていないから、憲法第二九條に基づく補償をすべき義務はないと判決してきた。しかし、実は「放棄」されないで残っているのは形式的請求権のことで、実体的請求権は「放棄」されて消滅しているので、訴訟は受理されるが必ず敗訴するという運命のもの(救済なき権利)である。これだけの言い訳が、放棄につけたカッコと請求書に付した実体的という形容詞には隠されている。

その点でこの判決の表現は完全に明快とは言えないが、国の準備書面での主張「平和条約一四條（b）にいう『請求権の放棄』とは、日本国および日本国民が連合国国民による国内法上の権利に基づく請求に応ずる法律上の義務が

消滅したものととして、これを拒絶することができ旨が定められたものと解すべきである」と比較すれば、はるかに分かりやすいであろう。

毎日新聞<sup>(39)</sup>のように、これを浅生重機裁判長は「サンフランシスコ講和条約（一九五二年発効）により旧連合国の国民の賠償請求権は消滅した」と判示した、と実体的という形容詞を抜いて言うのは幾分か行き過ぎがあるとしても、朝日新聞<sup>(40)</sup>や産経新聞<sup>(41)</sup>の伝えるとおり、「連合国とその国民と、日本とその国民との間の請求権の問題は終局的に一切が解決された」と判示したのである。あるいは将来はさらに一歩進めて、毎日新聞の記事のように「賠償請求権は消滅した」（実体的請求権も形式的請求権も）という主張が、国あるいは裁判所から出てきても不思議ではない。Walt<sup>(42)</sup>判決も、米政府の見解も、オランダ国際法問題諮問委員会の回答もそうであり、そして私が前稿で見たとおり国際法理論としてはその方が正しいのであるから。ただし、その際、過去において「外交保護権のみ放棄論」によって、補償を拒否してきた日本国民に対してはどうするのであるか。あれはもう済んだこととして、知らぬ顔の半兵衛を決めこむのであろうか。

註

(1) 下級裁判所民事裁判例集一〇卷七一五—一六頁。

(2) 判例時報三五五号二二—四頁。

(2a) 外務省條約局『條約集』第二七集第二二卷、所収。連合国の安導券を与えられた緑十字船阿波丸（日本郵船所有）は、一九四五年四月一日深夜、台湾海峡を航行中米潜水艦により撃沈され、乗客および乗組員二〇〇〇余名が死亡した。これは明らかに国際法違反行為で、日本は直ちに中立国スイス政府を通じて米国に抗議しその責任を追及した。米国も責任は認めだが、賠償問題は戦争終結まで延期することを提案し、その際米政府はその時の政治情勢の如何に関係なく、賠償問題を審議する用意があるとした（七月五日の三回目の回答）。終戦直後から賠償交渉が行われたが進展せず、一九四八年秋に至

つてシーボルト政治顧問（彼はGHQの外交部長ならびに対日理事会米国代表・理事会議長を兼任している）から、賠償請求権を放棄してほしい旨申し入れがあった。マックアーサー最高司令官の意向が強く働いたらしい。当時の力関係から日本は承諾せざるをえなかったが、米側の圧力に屈した印象を与えることをさげ日本側が自発的に行ったふうを装って、先ず一九四九年四月七日第五国会の衆議院および参議院の本会議が「すべての請求権を、自発的に且つ無条件に放棄すること」を政府に要請し、これを受けて四月一四日協定に署名。日本は翌年「阿波丸事件に関する法律」を制定して、死亡者の遺族および日本郵船に対し見舞金（死者1人当たり七万円、二人の場合一二万円、三人の場合一五万円、郵船には一七八四万三〇〇〇円）を支払った。その後「遺族らは一九六〇年代、請求権放棄の代償措置を求める請願を国会にしばしば提出した。六七年請願では『日米政府間で』協定が調印されたが、その際遺族には何らはおはかることなく、その意思とは無関係に一方的に政府が賠償請求権を放棄した」と訴えている」（朝日新聞一九九七年二月二四日朝刊、同月二三日付第一三回目の外交文書公開のなかに「阿波丸賠償問題」史料が含まれており、それに対する解説記事）。ここではその解決内容の当否は別として、日本政府が過去に実際に「国民の請求権を放棄し消滅させた」事例としてあげた。なお、阿波丸事件については、ロジャー・デイングマン著、川村孝治訳『阿波丸撃沈——太平洋戦争と日米関係』（成山堂書店、二〇〇〇年）、松井覺進『阿波丸はなぜ沈んだか——昭和二十年春、台湾海峡の悲劇』（朝日新聞社、一九九四年）、一又正雄「阿波丸事件の解決について」法律時報二一巻八号（一九五〇年）三七頁以下、参照。

(3) 拙稿「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」京都学園法学三三・三四号（二〇〇一年三月）四五頁以下。判決の邦訳は、同六九―八四頁。判決の原文は、カリフォルニア州北部地区連邦地裁の公式サイト (<http://www.cand.uscourts.gov/>) で入手可能。

なお、このサイトには判決文以外、裁判所に提出された米国政府の法廷の友としての意見書 (statement of interest) など、は掲載されておらず、したがって前掲拙稿でも判決文以外は新聞記事等による間接的資料によってしか紹介していないので、Sean D. Murphy 氏による解説記事 (World War II Era Claims Against Japanese Companies, AJIL, Vol. 95, No. 1 (January 2001) pp. 139-143) によつて、この点を以下に補っておきたい。

二〇〇〇年三月二四日、上記の連邦地裁は、第二次大戦中の日本による捕虜の待遇に関して米軍人の提起する一切の請求



権は連邦法によって律されるか否かについて、米国政府にその見解を提出するよう求めた。二〇〇〇年五月二二日、米国政府は、そのような請求権は連邦法によって律せられ、かつ連邦裁判所において審理されなければならない、とする意見書を提出した(Statement of Interest of United States of America, *In re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation*, 114 F. Supp. 2d 939 (N.D. Cal. 2000) (No. MDL-1347) (Filed May 22, 2000))。政府は明確に、一九五一年の日本との平和条約において、米国は戦争中に日本国およびその国民がとった行動から生じた請求権を——米国およびその国民のために——明示的に放棄した、と断言した。平和条約第一四条(b)項は、次のように定める。

「この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権、並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」

米国政府の立場についての議会の関心は、ついに六月二八日上院司法委員会において公聴会を開催することになった。Ronald J. Bettauer 国務省法律顧問代理は、その席で次のような陳述書を提出した。

「これは明白かつ明快な文言である——日本国及びその国民に対するすべての賠償請求権。この文言は、条約の交渉の歴史によって、そして米国政府が条約によって達成しようとした広範な安全保障目的によって、そして現在の問題にとつて最も重要であるが、条約批准に対する上院の勧告と同意に先立って行なわれた広範でかつしばしば極めて苦々しい討議によって、明確に支持されたのである。」

この条約を交渉し、調印し、そして最後に批准した人達の壮大な意図は、戦争の犠牲者に補償するとともに、日本の経済を再建して日本を米国の強力な同盟国に変えるために、戦争に関連するすべての請求権の完全かつ包括的な解決をもたらすことであった。条約が戦争中の行動に対する日本産業界の継続的かつ無制限な法的責任の可能性を残せばこれらの目的を達成できないことが、当時認識されていた。この点、交渉者と上院は、ヴェルサイユ条約でドイツに課せられた継続する債務の悲惨な結末について、極度に敏感であったのである。条約の他の条文、すなわち第一九条(a)項は、同様に日本国民によって米国またはその国民に対して提起される、戦争およびそれに続く日本占領から生じる請求権の可能性を閉ざした。

……

……条約の仕組みは、各締約国が自国民に対して、没収した日本の公的・私的財産から、またはその他の方法で、その被害を補償するというものであった。このために、米国は日本国および日本国民個人（日本の会社を含む）の所有する約九、〇〇〇万ドルの財産を没収して、その収益を日本の侵略の犠牲者であった米国民の金銭的請求権の支払いにあてた。

米国議会は、奴隷労働および強制労働をさせられた者を含むアメリカ人戦争犠牲者に、清算された日本財産の収益を用いて戦争請求権委員会の決定する額を与える新しい戦争請求権プログラムをつくるために一九四八年戦争請求権法（War Claims Act of 1948）を修正した。議会は、条約の承認と戦争請求権法の修正を通じて、すべてのアメリカ人戦争犠牲者に対する排他的な連邦の救済制度をつくろうとした、とわれわれは考える。」（Former U.S. World War II POW's: A Struggle for Justice, Hearing Before the Senate Comm. on the Judiciary, 106<sup>th</sup> Cong. 14, 14-15 (2000) (Statement of U.S. State Department Deputy Legal Adviser Ronald J. Bettauer)）

議会の関心の一つは、対日企業訴訟に対する米国政府の関与と、ナチス時代の請求権についてドイツ企業が訴えられた連邦裁判所の事件に対する政府の関与との間に、大きな違いが存在することである。後者の事件の一つにおいて、裁判所は米国政府にドイツとの戦後の諸条約に関する政府の見解を明かにするよう求めたが、政府は日本についてしたように、個人の訴訟が国際法ないし米国憲法によって妨げられていると主張する意見書を提出しなかった。Orin Hatch 上院議員が提出した質問に対する文書による解答において、米国政府（司法省）は、ドイツとの戦後の諸条約の効果に関して見解を明かにしなかったが、その代わり裁判所に対して、犠牲者に補償するドイツの財団の創設に関する交渉が進んでおり、それが成功すれば法的係争点の解決は不必要になるであろうと通告した、と述べている。

八月九日、米国政府は、一九五一年条約に対する自己の見解を詳細に論じた第二回目の意見書を提出した（Statement of Interest of United States of America, *In re* World War II Era Japanese Forced Labor Litigation, 114 F. Supp. 2d 939 (N.D. Cal. 2000) (No. MDL-1347) (Filed Aug. 9, 2000)）。条約のテキスト、交渉、および批准の経緯、ならびに条約にしたがって差し押さえられた日本の財産について説明した後、意見書は戦争請求権法に基づく米国人捕虜への補償金の配分について論じている。

「一九四八年戦争請求権法は、原告のような捕虜およびその他の第二次世界大戦の犠牲者に対する補償システムを設立した。同法は戦争請求権委員会（現在は外国請求権処理委員会）を設置した。委員会は、初めは、捕虜の期間中に被った一九二九年七月二七日のジュネーヴ条約違反に対する「補償を求めて捕虜が提起した」請求権——「捕虜の労働に関連する」違反についての請求権を含む——を裁定する権限を与えられた。これらの請求権には、不十分な食糧、非人道的待遇、および若干のタイプの強制労働が含まれた。同法は、「戦争中敵国によって捕虜にされたアメリカ市民にすみやかに救済を与えることを促進したい」議会の希望によって鼓舞されたものである。

……

議会の命令にそって、戦争請求権委員会は、日本人の手中で捕虜であった請求権者に、捕われていた期間一日につき一定額を支払った。具体的にいうと、捕虜は、捕虜に関するジュネーヴ条約に基づいて捕虜として彼等が受ける資格のあった量の食糧を、彼等を捕えた政府があたえる義務のあった日について、一日当たり一ドル支給された。私人もまた、彼等が強制労働に使役されたり、ないしはその他の方法でジュネーヴ条約に違反して虐待された日について、一日当たり一・五〇ドル支給された。バターン半島で捕えられ戦争中ずっと捕虜であった者は、およそ二、一〇三・五〇ドル支給された筈である。公表されている一九五一年六月の消費者価格指数（二五・九％）と二〇〇〇年六月の指数（一七二・三％）を使ってインフレ率を調整すると、今日の価値は約二〇、六四六ドルにあたる。」(Id. at 12-14)

条約の法的効果の分析において、米国政府は、米国民の外国の国民（外国の政府ではなく）に対する請求権を憲法上または国際法上処理することができないという主張に対して、次のように答えた。

「『自国民の外国政府に対する請求権を支持および処理する（連邦政府の）権限は、古い起源を有しかつ十分に確立した国際法の規則である』ことは、十分に確定している。 *Balk v. United States*, 858 F. 2d 706, 708 (Fed. Cir. 1988)。また、 *Dames & Moore v. Regan*, 453 U.S. 654, 679-80 (1981)（「米国は国民の外国に対する請求権を処理する主権的権限を繰り返し行使してきた」）、 *Asociacion de Reclamantes v. United Mexican States*, 735 F.2d 1517, 1523 (D.C. Cir. 1984)（「ひとたび請求権を支持したならば、主権者はそれを処理するにあたって広範な裁量権を有する。和解することも、強制を試みること、あるいは完全にそれを放棄すること（*cert. Denied*, 470 U.S. 1051 (1985)）、 *Ozanic v. United States*,

188 F. 2d 228, 231 (2d Cir. 1951) (「かかる和解を行なう必要な権限は、最も早い時代から存在し、すべての文明国の外務省によって行使されてきた」) 参照。上述の *Dames & Moore v. Regan* 事件における裁判所の推論は、そうすべき強制的な公序上の正当性があるときは、私人の請求権(他国の私人に対するものであっても)を処理する同様の権限を強く支持する。また、*Ware v. Hylton*, 3 U.S. 199, 235-39 (1796) (アメリカ独立戦争を終結させた米国と英国との間の条約が、英国の私人に対する私的債務の履行を定めたヴァージニア州法を無効にしたと判示)、*United States v. the Schooner Peggy*, 5 U.S. 103, 110 (1801) (「もし国がその国民の既得権を放棄したならば、それが正当な補償の原因になるか否かを考えるのは、裁判所でなく政府の仕事である」) 参照。( *Id.* at 15 n. 7 )

最後に、意見書は、原告によって提起されたカリフォルニア州法上の請求権が、一九五一年条約および戦争請求権法によって専占 (preempt) されるか否かについて考察する。

「米國憲法第六編は『……合衆國の法律および……すべての條約は國の最高法規である。そして各州の裁判官は、州の……法律中に反対の定めがある場合でもこれに拘束される』と規定する。U.S. Const. Art. IV, cl. 2 (傍点追加)。最高裁判所が最近 *Crosby v. National Foreign Trade Council*, 2000 WL 75550 (June 19, 2000) において繰り返したように、最高法規條項の基本原則は『専占 (preemption) の明示的規定がない場合でも』連邦政府が州法を専占する権限を有するということである。州法は、『議會が、その分野を独占 (occupy) する、連邦法を意圖している』場合には議歩しなければならぬ。 *Id.* ( *California v. ARC American Corp.*, 490 U.S. 93, 100 (1989) を引用して)。『そして、議會がその分野を独占していない場合でも、州法は連邦の法律に抵触する限り』ないしは州法が『議會の完全な目的と目標の達成と遂行の妨害になる』場合には、『当然に専占 (preempt) される。』 *Id.* ( *Hines v. Davidowitz*, 312 U.S. 52, 66-67 (1941) を引用して)。(山手注—この箇所は、連邦法によるいわゆる preemption (専占) の法理についての主張である。合衆國憲法第六編二項により連邦法違反の州法は無効とされるが、連邦の法律に州法と明示的に抵触する定めがなくとも、連邦の法律が制定されたことがその分野の法規制はすべて連邦法による趣旨のものであると解されるときは、その分野の連邦法が preempt したものであり、その分野についての州法の定めは、上記條項により無効とされる。田中英夫編『英米法辭典』参照。) この分析を本法廷で係争中の請求権に適用すれば、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四条六項は一九五一年の

日本国との平和条約および戦争請求権法に譲歩しなければならない。」(Id. at 35)

- (4) Sean D. Murphy, op. cit. p. 141.
- (5) 第一審、東京地裁平成一〇年一月三〇日判決。判例時報一六八五号三頁、判例タイムズ九九一号二六二頁、訟務月報四六卷二号七七四頁。
- (6) 実は国の準備書面は入手しておらず、控訴人側弁護団の好意で入手できた同年六月二一日付控訴人の準備書面に依って執筆している(国のこの主張は、控訴人準備書面の五頁参照)。ここで国の主張の「このような条約締結当時の経過」が何をいうのか、控訴人準備書面からはその部分が引用されていないので分からないが、実はこれは非常に重要な意味を持っている。海老原条約局長の国会答弁に関連して、後に詳述する。
- (7) 平成一三年六月二一日付控訴人準備書面五頁。
- (8) 第一五一回国会参議院外交防衛委員会会議録、第四号(平成一三年三月二二日)一三一—一四頁。
- (9) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』(鹿島平和研究所編・日本外交史二七)、鹿島研究所出版会、一九七一年、一二三—四頁参照。
- (10) 後のことになるが、実際に捕虜に対する補償がどのように実施されたかについて、ここでまとめておきたい。  
吉田首相の回顧録によると、日本政府としてはスイス国立銀行にある日本の預金(約八、〇〇〇万スイスフラン)約一、八七〇(ドル)を補償にあてようと考えたが、スイス政府自身が戦時中日本およびアジア地域にあった同国の商社や国民に日本から加えられた人的・物的損害に対する補償の要求を持っていて、この預金を封鎖していたことなどから、補償が延び延びになっていった。昭和二九年(一九五四年)秋に欧米旅行の途次ロンドンに立ち寄ったとき、吉田首相はシンガポール守備軍司令官であったパーシヴァル將軍(英、仏、オーストラリアなど関係一三カ国の旧軍人の間に実行委員会がロンドンに設けられていて、彼がその委員長のような立場にいたらしい)から補償義務を早く履行するよう要請を受け、履行を約束した。ちょうどその頃、吉田首相と入れ違いに元駐日公使ノーマン・ロバーツが、右実行委員会の特別代表者の資格で東京にきて外務省代表と交渉しており、首相が帰国した一月中旬には交渉も大詰めに近づいていた。

結局、①日本は四五〇万ポンド(四五億二、六〇〇万円)を一九九五年五月末日までに赤十字国際委員会に寄託すること、

②当該金額は少なくとも五〇パーセントは米ドルまたは他の自由に交換できる通貨により、残りは英国ポンドによつて支払われること、③この支払いをもつて平和条約第一六条に基づく日本の義務の完全な履行とみなされること、という内容の合意が成立し、一月三日交渉に当たつた両代表が合意議事録に仮署名した(傍点山手。スイスとの間の補償問題は、一九四九年一月に協定が成立し、一九四九年支払い済みの二四二万六、六九三スイス・フランを追認し、新たに一、二二五万スイス・フランを支払う〔合計一、四六七万六、六九三スイス・フラン〕ことで解決していた)。そして、翌一九四九年五月八日に、ロンドンにおいて、臨時代理大使黄田多喜夫と英国外務大臣ハロルド・マクミランとの間に正式に交換公文がかわされた(以上、吉田茂『回想十年』第三卷、新潮社、一九五七年、一七〇—一頁。中公文庫版、一九九八年、二〇七—九頁、参照)。

この合意議事録および交換公文は、国立国会図書館調査立法考査局『外国の立法』三四卷三・四合併号、前掲、二八四—五頁に収録されているが(塚本孝氏訳)、それによるとマクミラン外相の書簡には、「本大臣は、平和条約第一六条の受益者が属するすべての国にかわつて、かつ、その同意の下に、前記のことが、その了解でもあることを確認する光榮を有します」(傍点山手)とある。

実際には、赤十字国際委員会は、この四五〇万ポンドに、一九五三年にタイ国政府から同委員会に寄託されていた在タイ日本資産二五〇万ドルを加え、さらに資金の運用益(利子)を合わせて、一、六二九万ドル(約五八億六、四〇〇万円)を、「合衆国では戦争捕虜は既に合衆国が差押えた日本の財産収益の内から相当の賠償を受け取っているから、衡平上未だ適当な賠償を受けていない人々に先づ第一に分配されるべきだと思ふ」(外務省『サン・フランシスコ会議議事録』一九五二年、七一頁)と辞退した米国を除いて、英国(受益者五八、一七五人)、フィリピン(四四、〇五五人)、オランダ(四二、二二三人)、オーストラリア(二二、四一五人)、パキスタン(一九、八七二人)、フランス(一〇、四四二人)、ヴェトナム(四、五〇〇人)、カナダ(一、七三七七人)、ニュージーランド(二一九人)、カンボディア(四二人)、ノルウェー(四人)、ベルギー(三人)、チリ(一人)、シリア(一人)の一四カ国の計二〇万三、五九九人の元捕虜に、一九五六年と一九六一年の二回にわたり配分した(外務省条約局法規課長伊藤哲雄「第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権処理」外務省調査月報、一九九四年度一号、一〇一—二頁、一〇四頁注四八、および山田敏之「『道義的債務』をめぐる問題——オランダにおける日本の

補償責任論議——」国立国会図書館調査立法考査局『外国の立法』三四卷三・四合併号(一九九六年五月)二四一頁、参照)。

その結果、一人平均受取額は約一四ポンドと三九ドル(計約二万八、〇〇〇円)となった。オランダへの配分については、第一回目五二万一、三二三・一一・一〇ポンド十一四五万八、三〇五ドル四九セント、第二回目八万一、一五〇ポンド十一万七、〇〇〇ドルが割り当てられ(山田、前掲、二五五頁注四五)、あわせるとドル換算で約三三二万ドル(約一一億九、〇〇〇万円強)、一人当たり約七八・四ドル(約二万八、〇〇〇円強)となる(伊藤、前掲、一〇五頁注四八)。(この他に、本文でこれから詳述するように、一九五六年の私的請求権解決議定書に基く民間被抑留者への見舞金一、〇〇〇万ドル〔三六億円〕が、約九万二、〇〇〇人に一人当たり四一五フロリン〔約四万円〕づつ支払われた。)

英国では、平和条約第一六条により英国に配分された資金一六〇ポンド余に第一四条(a)による英国内の日本資産三〇〇万ポンド余を加えた合計四八二万六、四七三ポンドを、捕虜約五万八、〇〇〇人に一人当たり七六・五ポンド(約七万七、〇〇〇円強)、民間被抑留者約八、八〇〇人に一人当たり四八・五ポンド(約四万九、〇〇〇円弱)支払った(山田、前掲、二五四頁注二八、朝日新聞社戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』朝日文庫、一九九九年、六六頁)。すなわち、英国は本文でみるように、平和条約第一六条の起草過程では、同条による補償を受ける者に民間被抑留者を含めよというオランダの要求を原資が少ないことを理由に拒否しておきながら、自国の場合は在英日本資産の接収による額を加えて民間被抑留者へも補償している(かつ、捕虜へも赤十字国際委員会からの配分に上乘せして、一人当たりで平均額の二・七倍強を配分している)。この点、サンフランシスコ平和会議でフィリピン代表が、日本の在外財産の没収の「受益国は殆どすべて大國である」(『サンフランシスコ会議議事録』前掲、二三九頁)と批判しているのは当たっている(山田、前掲、二五五頁注四五)。

なお、補償のための原資中の在タイ日本資産の寄託金二五〇万ドルの件について若干補足しておく。枢軸国であるタイにある日本資産は、戦後英米両国の管理下に置かれたが、一九五三年七月タイ・英・米三国は協定を結んで、英米両国が管理を解除するかわりに、タイは平和条約第一六条に基づいて赤十字国際委員会に二五〇万ドル、英国に三五・五ポンド支払うことに合意し、同年八月実施された。日本は、このような処理は日本の選択権を無視し、一方的に在タイ日本資産を処分し

たもので承認できないとし、スイス国立銀行の預金四五〇万ポンドの支払いにより第一六条の義務を履行したものと考えたが、連合国と赤十字国際委員会側は、さきに支払われていた二五〇万ドルも第一六条に基づく支払いであり、四五〇万ポンドはこれを前提として認められた額であるとの立場をとり、この合計額を第一六条に基づいて支払われた金額として取り扱った（伊藤哲雄、前掲、一〇一―二頁、一〇四頁注四七）。

平和条約第一六条に基づく連合国捕虜への補償金は、こうして一人あたり平均二万八〇〇〇円にとどまった。法律的には、平和条約第一四条（b）項および上述の一九五五年の合意議事録および黄田・マクミラン交換公文の規定からして、第一六条に基づく旧連合国捕虜への日本の補償義務は完全に履行済みと考えられるにもかかわらず、補償問題が後に再燃してくるのは何とんでもこの金額の低さに一因がある。

第二次世界大戦の元捕虜が日本政府に補償を求める動きは、一九八〇年にカナダで始まって各国に広がった。一九九〇年には英、米、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ六カ国の元捕虜団体が合同で、生存者と遺族に対して一人当たり二万ドルを支払うよう求める要望書を国連人権委員会に提出した（朝日新聞一九九三年九月二三日朝刊）。オランダでは議会で捕虜と民間人被抑留者に対する日本の補償問題が幾度か取り上げられ、それが一九九一年一〇月のベアトリクス女王の訪日の際の宮中晩餐会における、「貴国ではあまり知られていない歴史の一章」に触れたあのスピーチとなった〔山田、前掲、二三六頁〕。英国でも元捕虜に対する日本の補償問題が議会で審議されており〔同、一五八頁〕、それを踏まえて一九九三年九月メージャー首相の訪日の際に、首脳会談で細川首相がお詫びの意を表明した。

その後も、これ等の国における議会内外での日本の補償を求める動きは一向に衰えず、国際法上は解決済みで日本に再要求し得ぬことを認めざるをえない政府は困った末に、最近相次いでそれぞれ自国の国内的措置として補償金を支給した。

すなわち、二〇〇〇年一月七日、英国政府は、第二次大戦中に日本軍の捕虜として強制労働など苛酷な扱いを受けた英国軍人らに、一人あたり一万ポンド（約一六〇万円）の補償金を支給すると発表した。対象になるのは元捕虜および民間抑留者と、すでに死亡した者の配偶者の計一万六、七〇〇人で、補償総額は一億六、五〇〇万ポンド（約二六五億円）に上る見込み。植民地軍の兵士にも適用される（朝日新聞二〇〇〇年一月八日、Yahoo! UK, BBC News, November 7）。政府は、他の補償問題への影響を懸念して決定を引き延ばしていたが、カナダおよび英領マン島が一時金支給に踏み切ったことから



決断したものとみられる(毎日新聞二〇〇〇年一月二七日)。

その一カ月後の二〇〇〇年二月二日、オランダ政府は、第二次世界大戦中に旧日本軍が占領したオランダ領東インド(現インドネシア)で収容所に抑留されるなどしたオランダ人に対し、三億八、五〇〇万ギルダー(約一七・一億円)の賠償金を払うことで、抑留者団体と合意した(朝日新聞二〇〇〇年二月一四日夕刊)。オランダでは、第二次大戦後の復興期に、ナチス・ドイツの占領下で苦しんだオランダ本国人と、約三五〇年に及ぶ植民地の支配者として君臨した上で旧日本軍の強制収容所に抑留された旧オランダ領東インドからの引き揚げ者との間で、生活習慣の違いなどから社会的な摩擦が起きた。少数者の立場に置かれた引き揚げ者が雇用条件などで冷遇され、現在も社会的なしこりが残っている。今回の補償金支払いは、こうしたオランダの国内問題に対応した措置。オランダ保健福祉スポーツ省の報道官によると、補償金のうち、約三億五、〇〇〇万ギルダーについては約一〇万人が存命しているとみられる引き揚げ者などに対する個人補償として一人当たり約三、五〇〇ギルダー(約一五万七、五〇〇円)ずつを配分。残る約三、五〇〇万ギルダーは引き揚げ者の体験を次世代に向けて記録する教育文化事業などに充てられる。支給開始は年明け以降になる見通し(産経新聞二〇〇〇年一月一九日朝刊)。

今年に入り、オーストラリア政府は、二〇〇一年五月二日に発表した〇一〜〇二年度(七月〜六月)予算案に、第二次世界大戦中に日本軍の捕虜となった元豪州兵らに対する一人あたり二万五、〇〇〇豪ドル(約一六二万円)の補償金支払いを盛り込んだ。存命している元捕虜約二、六〇〇人に加え、元捕虜と死別した配偶者、抑留を受けた民間人など合計約一万人が対象となるとみられる。第二次世界大戦では、約二万二、〇〇〇人の豪州兵が日本軍の捕虜となり、うち約八、〇〇〇人が収容中に死亡した。日本軍の元捕虜については、隣のニュージーランドも四月、一人あたり三万ニュージーランド・ドル(約一五七万円)を支払うと発表した。対象は約一五〇人。(asahi.com ニュース速報二〇〇一年五月二日、一九・五八)

赤十字国際委員会扱いの捕虜への補償金は、上述のとおり当時の金額・為替レートで一人平均二万八、〇〇〇円であったが、実際の支給額はこれも上述のごとく国によってまちまちであった。米国の場合はとくに手厚く、接收した在米日本資産を財源にして(そのため米国は赤十字国際委員会の配分を辞退した)、一九四八年戦争請求権法(大蔵省理財局編『賠償関係条約集(下)』昭和一九年、一一一頁)により、捕虜については一九二九年のジュネーヴ条約によって権利を有する量・

質の食糧を与えられなかった日数に対して一日一ドルの割合で（第六条二項）、民間被抑留者については一八歳以上であつた一ヶ月に対して六〇ドル、一七歳以下であつた一ヶ月に対して二五ドルの割合で（第五条三項）、抑留補償金が支払われた。それと別に、捕虜の場合傷害、癱疾、傷害に基く死亡に対しては軍人としてそれぞれ補償金が支払われるが、民間市民にも一九四二年二月二日の「合衆国政府契約者の被用者の傷害、癱疾、死亡、敵国による抑留に対して補償金を支給する等の法律」の第一、二章の規定が拡張適用されて、日本政府により抑留されている間に受けた傷害、癱疾、傷害に基く死亡に關して被用者であるとみなして、同規定と同一程度の補償金が支払われた（第五条六項）。これらの金額は、十分とは言えないにしても決して少ない額ではない。その意味では、少なくとも米国人元捕虜・抑留者の補償請求訴訟については、他の補償請求運動への便乗だとする批判があたつている面がある。なお、二〇〇一年一月一日付け産経新聞朝刊のワシントン三〇日発Ⅱ西田令一記者の記事によると、フォーリー、モンデール、アマコストの三人の前元駐日米大使が、九月下旬ワシントン・ポスト紙に連名で寄稿して、第二次大戦で強制労働させられたとする元米軍人らの損害賠償請求訴訟で、国務省や司法省が反対の意見陳述をするために予算を使用することを禁じる条項を二〇〇二年会計年度の歳出法案に盛り込む修正法案（二〇〇一年七月一八日下院で、九月一〇日上院で可決され、近く両院で一本化され成立する運び）に反対を表明した。三人の大使経験者は、サンフランシスコ平和条約を「米国の太平洋地域における安全保障体制の要石」と位置付け、「大統領と政府がテロ包囲網の構築に必死になっているときに、議会はなぜ米国の安保に緊要な条約の破棄になりかねない法案の成立を図るのか」と、テロに対する日米結束への影響に懸念を表明しているが、反対の理論的理由としては「訴訟に根拠を与えるいかなる措置も条約の重要な条項に違反する」とし、さらに(1)日本の場合は分断されたドイツとは違い条約で明確に決着した、(2)これら元米軍人らには日本からの接收資産を使って、一人三、〇〇〇ドル（現在の貨幣価値で、二万三、〇〇〇ドル）の補償も行われたと指摘しているという（傍点山手）。

(11) 山田敏之「『道義的債務』をめぐる問題——オランダにおける日本の補償責任論議——」前掲、一三七—一八頁、参照。二三七頁の「旧オランダ東インドの日本軍民間人抑留所の死亡者数」の表によると、収容者総数一〇五、五三〇人のうち死亡者数一三、五六七人（一二・八％）。

なお、この山田氏の論文は、第一節・旧オランダ領東インドのオランダ人の抑留とその被害、第二節・わが国がオランダ

の元捕虜・民間人被抑留者に対し行った補償、第三節・オランダ政府による援護措置、第四節・近年におけるオランダにおける日本の補償責任論議という構成からなり、オランダ語の第一次資料を利用した極めて貴重かつ有用な研究である。私も本稿の執筆に当たって多くを教えられた。さらに、同誌には、オランダの国際法問題諮問委員会の一九九一年一月二五日の「第二次世界大戦を原因としての日本に対する請求の可能性に関する回答」の翻訳(本文中後述)と四編のオランダの戦後補償法律の翻訳(両者とも山田氏による)が収録されていて、有用である。

また、オランダ人民間抑留者の問題については、内海愛子「加害と被害——民間人の抑留をめぐって」(歴史学研究会編・講座世界史八『戦争と民衆——第二次世界大戦』東京大学出版会、一九九六年、所収)も貴重な研究である。

(12) 山田敏之「『道義的債務』をめぐる問題——オランダにおける日本の補償責任論議——」前掲、一三九頁。

(13) 同上、同頁。

(14) 吉田茂『回想十年』第三巻、新潮社、一九五七年、一七二—一三頁。中公文庫版、一九九八年、二〇九—二二一頁。

(15) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』前掲、三〇—三三頁。

(16) この引用文の中の後の方の(注)に述べられているステイツケル代表の演説は、西村氏の著書では次ぎのとおりである。「オランダ代表は、平和会議によらず個別的な外交交渉で条約案を作成したことは已むを得なかったと思うが、条約案の内容には必ずしもすべて満足しているわけではない。前文に謳われた指導精神や、それからくる日本に対する軍事的または経済的制限の回避、さらには賠償条項などに異論はないが、条約案は、戦時日本軍のため刑務所または抑留所にぶちこまれたヨーロッパ在留民たちが物心両面において蒙った莫大な損害——私有財産に対する損害のみで二十億ドルに達する——を充分考慮に入れていない。オランダ国民は、日本国民が善意と和解の精神から、この条約が充分参酌しなかったオランダの要望に応ずることを考慮してくれるよう希望したい。また、(一)条約案第九条(公開漁業)について：(省略)：(二)条約案第十四条(b)(請求権の放棄)について、同条の正しい解釈は各連合国による自国民の私的請求権の収用を意味するものではないと解する。国民の私的財産の収用または没収を禁止する憲法その他の法制のため、これは重要な問題である。(三)第十六条(捕虜に対する補償)について、上述のインドネシアにおける文民被抑留者は少なくとも捕虜と同等の待遇を受ける道義上の権利がある。日本国民及び政府が今後の交渉において、進んでこの道義的義務に応ずるよう希望する、と

述べた。」(同書、二六一—二頁)

外務省『サン・フランシスコ会議議事録』(昭和二六年九月二〇日)には、演説全文の逐語訳が掲載されている。ステイツケル代表の演説は、この議事録で七頁を費やしかなり長いが、条約案の起草手続について不満を述べ、オランダ領東インドで日本軍占領下でヨーロッパ人が受けた苦難と損害について詳述した後で、条約案には十分に考慮されていないオランダの希望事項は、「平和条約の発行後、日本とオランダ間の二国間の協定によって、補充しうるのであります。私たちはこの解決法が実現するものと信ずるのであります」として、次のように三点ついて主張している。

「私が今迄に言及した希望条項は第九条(漁業)第十四条(B) (請求権の放棄)及び第十六条(連合軍隊の構成員に対する償い)に関連いたします。

これらを順を追うて論じてみたいと思います。

一、第九条に関しては：(省略)：

二、一つの問題が、連合国が放棄することに同意した『連合国及びその国民の請求権』に触れた第十四条(B)の解釈に關して起こってくるのであります。私の政府の見解によれば、第十四条(b)は正しい解釈問題としては、各連合国がその国民の私的請求権を収容した後、条約が発効した後はかかる請求権が存在しないような場合を含まないものであります。

本問題は、私の政府を含み若干の政府はその国民の私有財産の没収ないし収容に關し憲法的ないしその他の法律的な若干の制限を受けている故に、重要であります。また日本政府が良心ないし聡明な便宜措置の問題として、自ら任意にその選ぶ方法によつて処理を希望することを期待しうる様な若干の形式の連合国民の私的請求権もあります。

二、第十六条の現在の字句については次のことを述べたいのであります。

この条文は中立であつた国にあるまたは連合国と戦争していた諸国にある日本の資産の清算によつて生じた資金に対し旧捕虜がその領前に與ることを認めております。

この規定は条約の原案にはなく、本年六月における条約草案に關する英、米間の協議の結果、挿入されたものであります。その後下院(英国)において満場一致通過した動議において、またこの動議の提案者の演説において、この補償の受益者は明示的に、民間の被収容者を除き、旧軍人に限られたのであります。

日本軍が蘭領印度を占領した際、全ヨーロッパ人は老若男女を問わず、日本の民族的信条に基きアジア圏に属すると認められたものを除きすべて強制収容されたのであります。

かくて幾万の人々が三年半の間、本条約第十六条において『不当な苦難を被った』という言葉で極めて穏やかに表現された待遇に曝されたのであります。

それらの民間の被收容者も確かに捕虜より良く待遇された訳ではありません。否、その立場は却って悪かったのであります。何となれば、日本人は捕虜に関するジュネーヴ条約を完全に無視することは出来ませんでした。民間の被收容者は全く何らの国際立法において保護されなかつたからでございます。

このこと自体、民間の被收容者が軍隊の構成員と少くとも同等の立場で取扱われる道徳的権利に対する強い論拠を形成するものであります。

私達はここにおいて、主として、すべての文明国の倫理的標準によれば保護の最も強い権利を有する婦人及び幼年者から成る一群の人々の問題を取扱っていることを忘れてはなりません。

ここに申上げました民間の被收容者の問題は、日本の極めて真摯な考慮に値する、道義的に立場の強いものであるということは私の確固たる信念であります。故に本問題に関する日本との将来の会談においてその道義的責任を果たさんとする日本政府及び日本国民の意思が看られる様希望を表現したのであります。(同議事録、二〇〇—一頁)(傍点原文)

(17) 山田敏之「『道義的債務』をめぐる問題」前掲、一三九頁。

(18) 「第二四回国会委員会参考資料四外務二」(国立国会図書館所蔵)所収。

(19) 第二四回国会衆議院外務委員会議録、第二五号(一九五六年三月三〇日)。

(20) L・ファン・プールヘースト著、水島治朗・塚原東吾訳、栗屋憲太郎解説『東京裁判とオランダ』みすず書房、一九九七年、一六九頁。

(20a) 一九九六年五月刊行の山田敏行氏の前掲論文では未公開とある(二三九頁)。その二年後の一九九八年六月一三日に行われた第一四回目の外交文書公開の際、東京裁判やBC級戦犯裁判などの軍事裁判関係文書も公開されたが、そのなかに戦犯釈放に関する史料も含まれている。内海愛子教授は、「オランダ軍裁判で戦犯になった人の釈放が難航したが、その理由

が、旧蘭印でのオランダ人抑留者への補償問題と関係していたことが史料で裏付けられた」（朝日新聞一九九八年六月一四日朝刊）と、本文で以下にプールヘーストが述べていることを、日本側史料から肯定されている。

(21) ファン・プールヘースト『東京裁判とオランダ』前掲、一七〇—一九六頁。ちなみに、本書は東京裁判とオランダの関係を包括的に解明した研究書であるが、栗屋憲太郎教授の解説によると、本書第四章「判決の作成」は、これまで裁判研究でもっとも不明なところの多かつた判事間の動向を、レーリンク判事を中心にしながらも、多数派判事の形成と少数派判事との対立のプロセスを含めて、具体的にはじめて解明したもので、東京裁判研究そのものについても重大な貢献があるという。そして、本稿に直接関係のある第五章は、東京裁判終結後に生じたオランダ独自の問題を取り上げているが、ここでの日本人戦犯釈放と民間オランダ人抑留者への補償問題との連関は、東京裁判研究をめぐる新たな論点を示唆している。

著者のファン・プールヘーストは、訳者の紹介によると、オランダのライデン大学で歴史学と法学を学び、訳書の出版当時は内務省の法務担当として勤務するかたわら、オランダと日本・インドネシアの経済関係を中心とする博士論文を執筆中である由。また、近年、戦時中のインドネシアにおけるオランダ人女性慰安婦問題の公式調査チームの一員として活動したとのことである。

(22) 以上はオランダ側の資料による説明であるが、議定書の国会審議の際の下田武三条約局長の次の答弁からも、ガット第三五条問題と戦犯釈放問題の二つが、民間被抑留者の補償問題の解決に関連があつたことがうかがわれよう。

「○下田政府委員 オランダ以外のその他の連合国につきましては、平和条約の第一四条で、戦時中日本政府、日本軍がとつた行動によつてこうむつた損害その他の請求権を放棄するという規定がございますので、今さら米英豪その他の国は桑港条約を批准いたしました以上、法律的には日本側に何らの要求をなし得ないわけでございます。また事実におきましても、要求する意思はないようでございます。ただオランダだけにつきましてどうしてこういう措置をとるか申しますと、桑港条約の調印の際にオランダ政府は、どうしてもこういう交換公文でもするのでなければ、自分の国は承認できないということを強く申しましたので、吉田全権とステイツケル外務大臣との間に交換公文を行いました。その交換公文の跡始末をつけるというのが今回の協定でございます。

○田中（稔）委員 それは私もよく知っております。……しかし、オランダに対してこういう措置をして、オランダの国

民の日本に対する感情をやわらげるためにプラスになるものであるならば、ただいま申しましたようにイギリスでは今日なお「アリスのような街」というような反日映画が非常に国民に訴えているという事情がありますから、自発的に、それも大変な金額ならともかく、これは大したことはないと思いますが、自発的にそういう措置をとるという意思是政府にないかどうかお尋ねしたい。

○下田政府委員 さなきだに賠償その他の莫大な負担を負っております日本といたしましては、精神的にはできたら自発的にやることはけっこうなことでありますが、実際問題といたしまして、連合国に広くそういう措置をとるということは不可能なわけでございます。それならばなぜオランダだけにこういうことをやるかと申しますと、確かにオランダは特殊な地位にございます。私自身戦後最初の在外事務所長としてオランダに参りましたときに痛感いたしましたのでありますけれども、あの狭い国に十何万人も戦時中日本人に苦しめられたオランダ人がそれぞれ国に帰りまして話すものですから、オランダ国中对日悪感情というものが強く行き渡っております。……オランダはヨーロッパの中でも各段に對日空気が悪うございまして、そうしてそういう感情を持つておりますために、たとえて申しますと、ガットにつきましても、まず先に三五条の援用をいたすというように、オランダがそういうことをやるとお隣のベルギーやルクセンブルグもそれにならう、三国がやるならばドイツもそう悪びれずに三五条の援用ができるというようになりまして、ヨーロッパにオランダのような国がおりますと、それがずるとやはりガットのような国際舞台で日本に不利な動きの源泉になつて参ります。そこで何としましてもオランダが一つ懸案になつております。この懸案だけは解決しなければならぬ。また戦犯の問題にもこれは影響「が」あるでございましょう。現にこの協定が調印されましてから、最近、一昨日ですか、巢鴨の二五人の戦犯を赦すというような処置をとつてくれました。でございましてから、このことを解決することによりまして、三百年にわたる伝統的な日蘭友好関係が回復し、そうしてまたガットその他の国際舞台でオランダの協力を確保するということが、どうしても必要だという特殊な事情がございまして、オランダだけにこういう措置をとることになつた次第でございます。」(第二四回衆議院外務委員会議録第二五号(一九五六年三月三〇日))

(傍点山手)

(23) 外務省条約局編、条約集、三四集二三卷、所収。

(24) プールヘースト、前掲書、一九六頁、および同頁の訳者注。

(25) 第二四回国会参議院外務委員會議録、第七号（一九五六年四月一〇日）。

(26) 第二四回国会衆議院外務委員會議録、第二五号（一九五六年三月三〇日）。

(27) 山田敏之『道義的債務』をめぐる問題」前掲、二四六頁。

(28) 『外国の立法』三四卷三・四号、一九九六年五月、二六〇頁以下。

なお、この結論に至る考察の部分で重要な二箇所を、煩をいとわず紹介しておきたい。

第一点は、吉田・ステイツケル交換公文の法的性格・効果について、次のように結論している。

「本委員会は、『ある種の私的請求権』について、日本側が自発的に解決する準備があることを表明する場合を除き、この交換公文から明確な結論を引き出すことは、ほとんど不可能であることを確認している。一方、これらの書簡の内容には部分的に矛盾があることが確認されなければならない。その曖昧さは、特に『私的請求権』の性質において際だっている。平和条約の発効により、これらの請求権が存在しなくなることはないことが明らかにされる一方で、この種の請求権が、今後、日本政府の自発的意思に基づいてのみ処理される可能性があるにすぎないことが確認されているのである。

その上で本委員会は、この交換公文がオランダと日本との間のその後の交渉の契機となり、そしてその交渉の結果、最終的に一九五六年議定書が成立したという事実にかんがみ、国際法上の意味で当該交換公文それ自体にいかなる独自の価値も与えてはならないことを確認する。」（二六二―二三頁）

第二点は、平和条約第一四条（b）項に関連して、当時オランダ政府がオランダ国民のために損害賠償権を放棄する権能があったか否かの問題がとくに問われているが、これは一九五一年に有効であった国際法に基づいて回答されるべきで、そのためには歴史的な考察が必要であるとして、以下のように論じている。

「一九八九年にハーグにおいて陸戦に関する条約とその附属陸戦規則が成立し、いずれも一九〇七年に大きな改正がなされた。一九〇七年条約第三条では、武力紛争の当事国の軍隊に属する者によって犯された陸戦条約附属陸戦規則違反行為の結果、個人が被った損害に対する当該当事国の責任が定められた。この条項の起草者が、個人それ自身に損害賠償を求める権利を創設することを意図したにもかかわらず、この条項は、本委員会が知る限りにおいては、慣行上決してそのようなは



適用されてこなかった。その代わり、これとは別にすでに一八世紀の末以降ひとつの慣行が発達してきており、紛争の当事国は、この慣行に基づき請求委員会を設置することにより、または一時金による解決を行うことによつて、不法な行為の結果、民間人が被った損害を処理してきたのである(原注—この慣行では、損害賠償の最高額は、実際に被った損害の額ではなく、敗戦当事国の支払い能力に関係づけられた)。

このような事実に基づき、第二次世界大戦中において、紛争のすべての関係当事国には、戦争法違反の行為を犯した責任があるときに、当該違反行為により損害が発生した場合には、損害賠償を行う条約法上の義務があり、また、国家に対し損害賠償を求める権利があつたと言ふことができる。

一九五一年平和条約は、連合国に権利を放棄させる権利と義務の効力を発生させた。前に簡略に言及した慣行は、この放棄についても連合国が国際法上の権能を有していたことを示している。戦争法の違反行為に対し、個人に個別の損害賠償を行う義務が存在するという内容の「強行法」(条約によつても逸脱することのできない規則)が存在するという、ときとして前面に出てくる議論は、この慣行があるために支持されない。また、現行法を見てもこのような「強行法」規則は、存在していない。

一九四九年ジュネーブ条約と一九七七年議定書を援用しても、権利の放棄の適法性に関する結論を変更することは、不可能である。なぜならば、これらの条約は、日本人占領者の犯した行為が実施された期間の後に、かつまた、一九五一年平和条約による権利の放棄の後に、オランダと日本にとってはじめて効力を有するものとなつたからである。条約がその発効した時以後の事象や行為にのみ適用されるという一般的な適用開始時点の例外とするためのいかなる論拠も、この場合に示すことができない。逆にこれらの条約のなかの若干の条項(原注—第一、二、三、四ジュネーブ条約の第五一、五二、一三一、一四八条がここではとくに問題となる。訳注—これらはすべて同一の条文。「締約国は、前条に掲げる違反行為〔重大な違反行為〕に関し、自国が負うべき責任を免かれ、又は他の締約国をしてその国が負うべき責任から免かれさせてはならない)がその当時は新しいものであり、それゆえ国際法上の慣習法を条文化したものではなかつたという事実は、まさにこの一般的な開始時点が適用されることを裏付けるものである。

そのうえ、これらの問題の条項の成立の際には、これらの条約の条項によつて、これらの条約の条項に違反する行為を一

時金による解決によつて民事法上解決することがいかなる点でも妨げられることはないと考えられていたことは、明白であるので、これらの条約の条項を援用することは、上記の点以外においても的はずれであると思つて加えることができる。」(二六四―五頁)

(29) 注(3) 参照。

(30) 拙稿、前掲、五九頁。

(31) 同上、八三―四頁。

(31 a) 起草者の意図はこの第一の立場と思われる。入江啓四郎教授も(入江啓四郎『日本講和条約の研究』板垣書店、一九五一年、三八七頁)、前原光雄教授も(国際法学会編『平和条約の総合研究』下巻、有斐閣、昭和二十七年、二二―三頁)、この立場で解釈されている。

(31 b) 拙稿、前掲、五九頁。

(31 c) 外務省賠償部監修、賠償問題研究会編『日本の賠償』、世界ジャーナル社、一九六三年、一六―七頁に次の記述がある。「日華事変及び太平洋戦争中に中立国であつたスイス、デンマーク、スウェーデン、スペイン等の諸国は、戦争中、わが国が、南方地域及び中国において、その国民及び法人に人的物的損害を与えたことが、国際法の原則を侵すものであるとして、その補償を請求してきた。

上記諸国のうち、スイスとの間には、昭和三〇年一月、協定が成立し、同年三月、一、三五〇万フラン(約一一億円)が支払われた。スペインに関しては、昭和三二年一月交換公文の署名が行なわれ、同年二月、五五〇万ドル(約二〇億円)の支払を行った。さらに、スウェーデンとの間には、昭和三三年五月、協定が成立し、同年五月、七二五万クローネ(約五億円)が支払われた。デンマークに関しては、まず、昭和三〇年九月、デンマーク系法人大北電信株式会社の財産上の損害補償に関して協定が成立し、同年一〇月、三〇万ポンド(約三億円)が支払われたが、ついで三四年五月、戦争中にわが国が、中国、南方諸地域で与えた人的物的損害の補償に関して協定が成立し、同六月、一一七万五、〇〇〇ドル(約四億二、三〇〇万円)の支払を行なつた。」

なお、スイスに支払つた金額は、次の数字がより正確なのではないか。「スイス國の補償要求の問題は、昭和三十年一月

二十一日のベルンにおける取極めによって解決され、日本政府は(1)スイス政府が、昭和二十四年に、日本資産の中から補償として支払い済みの二百四十二萬六千六百九十三スイス・フランを追認し(2)さらに千二百二十五萬スイス・フランを一カ月以内に支拂うことなどを協定し、且つ実行した。」(吉田茂『回想十年』第三卷、前掲、一七一―二頁の「編集者註」、中公文庫版(三)二〇九頁)

(31 d) 同書、一一頁。

(31 e) フィリピンとの賠償交渉は難航したが、結局一九五六年に五億五、〇〇〇万ドル(一、九八〇億円)相当の役務および資本財たる生産物による賠償と二億五、〇〇〇万ドル(九〇〇億円)の借款の供与ということで解決した。そして、賠償額のうち五億ドルを資本財、五、〇〇〇万ドルを役務ということに決定した。しかし、フィリピン側は戦災孤児や未亡人救済のために、その中の一部を現金賠償とすることを強く求めた。そこで五、〇〇〇万ドルのうち二、〇〇〇万ドルを現金賠償、残り三、〇〇〇万ドルを純粹の役務賠償とすることになったが、「現金賠償」であることを表面に出さないために、「役務に関する交換公文」のなかに「加工役務賠償」のかたちで規定した。すなわち、フィリピンから原料の供給を受けてこれに加工して供与するか、または日本からフィリピンに輸出する品物を加工賃だけ安く売却すれば、フィリピン政府はその品物を通常の価格で国内で販売することによって、政府は加工賃だけのペソ貨の現金を取得できるわけである(岡野鑑記『日本賠償論』、東洋経済新報社、一九五八年、三九八―九頁)。

(32) Anthony D'Amato 教授のサイト(<http://anthonydamato.law.northwestern.edu/>)で入手可能。

(33) 拙稿、前掲、八五頁参照。

(34) 判例時報一六四二号二四頁以下。

(35) 判例タイムズ一〇六七号、一一九頁。

(36) 朝日新聞二〇〇一年八月二三日夕刊。

(37) 判例集未登載。以下の説明・引用は、弁護団の好意により入手した判決文コピーによる。

(38) 判決は続いて次のように述べる。

「そして、このように、連合国民の個人としての請求権を含めて、一切の請求権が放棄されたのは、我が国が、敗戦に

より、海外の領土の没収だけでなく、連合国内のみならず、中国、台湾、朝鮮等にあった一般国民の在外資産まで接收され、さらに中立国にあった日本国民の財産までもが賠償の原資とされるといった過酷な負担の見返りであった。また、それは、将来における日本の復興と国際社会への貢献を期待しての措置であったのである。

いみじくも、アメリカ合衆国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所は、二〇〇〇年（平成一二年）九月二一日、第二次世界大戦中に日本軍の捕虜となった米国兵士が強制労働の被害につき日本企業を相手取って提起した訴訟において、サンフランシスコ平和条約一四條（b）に關し、『日本との平和条約は、本件訴訟において原告が主張している請求のような将来の請求を無効にする限りにおいて、原告の完全な補償を将来の平和と引き換えたのである。歴史はこの取引が賢明であったことを証明している。純粹に経済的な意味における原告の苦難に対する補償は、元捕虜及び他の無数の戦争生存者に対しては拒否されたが、自由な社会及びより平和な世界における彼ら自身とその子孫の計り知れない生命の恵みと繁栄は、賠償という債務に対する利払いとなっているのである。』旨判示している（乙二七号証）。至言といふべきである。（三一—三二頁）

Walker 判決が、政府および裁判所にいかに大きな影響を与えたかを示唆しているといえよう。なお、この引用の冒頭の部分で、判決は「連合国民の個人としての請求権を含めて、一切の請求権が放棄されたのは、……」と、さりげなく「放棄」のカッコが取り去つてあるのは、あるいはそこにこの判決の真意が現れているのかも知れない。

(39) 毎日新聞二〇〇一年一〇月一日夕刊。

(40) 朝日新聞二〇〇一年一〇月一日夕刊。

(41) 産経新聞二〇〇一年一〇月一日夕刊。

(未完)